

プログレッシブ DVD 学習「条約」

国内法と条約の対応表

コンテンツ :

1、特許法とパリ条約、TRIPS 協定	P3
2、特許法第 184 条の 3～第 184 条の 20 と PCT との関係	P12
3、実用新案法第 48 条の 3～48 条の 16 と PCT との関係	P23
4、意匠法とパリ条約、TRIPS 協定	P27
5、商標法と条約.....	P29
6、国際登録出願及び国際商標登録出願とマドリッド協定議定書.....	P39
7、条約学習資料	
7-1 パリ条約優先期間.....	P50
7-2 パリ優先と国内優先.....	P51
7-3 保護対象の相違.....	P52
7-4 パリ条約における同盟国あるいは非同盟国との関係について.....	P53
7-5 パリ条約における実用新案の取扱.....	P54
7-6 パリ条約におけるサービス・マークの取扱.....	P54
7-7 各条約における商標の取扱.....	P55
7-8 国際公開.....	P56
7-9 19 条補正と 34 条補正	P57
8、重要判例.....	P58

■ 対応表の見方

- 1、対応表の左側が国内法、右側が条約類。
- 2、国内法と条約の対応が同じ場合は、⇔。異なる場合は、←にて表記。

商標法		条約		
2条	(定義等) 1項 商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合であって、 業として商品を生産等、役務を提供等する者が、その商品又は役務に使用するもの	(保護の対象) ⇔ある事業に係る商品又はサービスから識別できる標識又はその組み合わせは、商標とすることが可 (この条約が適用される標章) ⇔標章とは、視認できる標識であり、商品・サービスに適用 *立体標章は、登録を認める締約国のみ適用の義務 *ホログラム標章、音響・匂いの標章の適用なし *サービス・マークの保護) 同盟国はサービス・マークを保護 *(商標の使用される商品の性質の無制約) 商品の性質による商標登録拒絶不可	TRIPS15条 1項 商標法2条 パリ6条の6 パリ7条	両端に条文だし 条約相互間の関連性も同時にチェック。

国内法と条約の対応関係(異同)が分かる。

条約が混在する箇所は、条約毎に色分け。

■ 凡例

・ 法律、条文の表記

- 1、対比表の条文出し部分では、法律名+条+項+号，原則として「第」は付けない。

(例) パリ 29 条 1 項 3 号

- 2、本文中の根拠条文提示箇所では、法律名省略表記+条文番号+項番号+号番号

(例) 特 29①三，特 17 の 2①三

・ 条約が混在する箇所の条約の色分け

パリ条約は、黒字、商標法条約(商条約)は、青字、TRIPSは、赤字、マドプロは、緑字。

特許法とパリ条約、TRIPS 協定

特許法		パリ条約、TRIPS 協定	
1 条	(目的) 発明の保護	(工業所有権の保護の対象) ⇔工業所有権の保護は、特許に関するもの	パリ 1 条(2)
2 条 3 項	(定義) (1)物の発明の「実施」とは、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡の申出 (2)方法の発明の「実施」とは、方法の使用 (3)物の生産方法の発明の「実施」とは、前号の他、その方法による生産物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出	(与えられる権利) ⇐物：承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を特許権者に付与 ⇐方法：承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止する排他的権利を特許権者に付与 ⇐方法：承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を特許権者に付与 *(物の製造方法の特許の効力) ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合、特許権者は、輸入国で製造物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を当該輸入物に関して享有	TRIPS28 条 1 項 パリ 5 条の 4
3 条 1 項	(期間の計算) 初日不算入	(優先権) ⇔優先期間は最初の出願の日から開始し、出願の日は期間に不算入	パリ 4 条 C(2)
2 項	期間の末日が行政機関の休日に関する法律 1①各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日	⇔優先期間は、その末日が保護の請求される国で法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるとき、その日の後の最初の就業日まで延長	パリ 4 条 C(3)

8 条 1 項	(在外者の特許管理人) 在外者は、政令で定める場合を除き、特許管理人によらなければ、手続をし、又はこの法律等により行政庁がした処分を不服として訴え提起不可	(同盟国の国民に対する内国民待遇等) ⇨代理人の選任は、各同盟国の法令の定め	パリ 2 条(3)
15 条	(在外者の裁判籍) 在外者の特許権等の権利については、特許管理人があるときはその住所等をもって、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもって民訴 5 四の財産所在地と擬制	(同盟国の国民に対する内国民待遇等) ⇨司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権は、各同盟国の法令の定め	パリ 2 条(3)
25 条	(外国人の権利の享有) 日本国内に住所等を有しない外国人は、次の場合を除き、特許権等の享有不可 (1)その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権等の享有を認めているとき (2)その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権等の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権等の享有を認めているとき (3)条約の別段の定め	*(同盟国の国民に対する内国民待遇等) (1)同盟国国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済 (2)この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受 (3)同盟国国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所は不要 *(同盟国の国民とみなされる者) 非同盟国国民であっても、いずれかの同盟	パリ 2 条(1) パリ 2 条(1) パリ 2 条(2) パリ 3 条

		国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国国民と擬制	
28 条	(特許証の交付) 特許権の設定登録があったときは、特許証を交付	(発明者掲載権) ←発明者は、特許証に発明者として記載される権利保有	パリ 4 条の 3
29 条	(特許の要件)	(特許の対象)	
1 項	(1) 産業上利用することができる発明 (2) 新規性	⇔特許は、物か方法かを問わず、発明地及び技術分野並びに輸入物か国内生産物かについて差別することなく、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明に付与 *特許の対象から除外可能なもの (1) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法等 (2) 微生物以外の動植物、非生物学的的方法、微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法	TRIPS27 条 1 項
2 項	進歩性	⇔特許は、物か方法かを問わず、発明地及び技術分野並びに輸入物か国内生産物かについて差別することなく、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明に付与	TRIPS27 条 1 項
30 条	(発明の新規性の喪失の例外)	(博覧会出品の仮保護)	
3 項	(1) 政府等が開設する博覧会 (2) 政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官指定のもの (3) パリ同盟国等領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的博覧会 (4) パリ同盟国等以外の国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的博覧会であって特許庁長官指定のもの 上記博覧会に出品した発明について、該当	⇔同盟国の領域内で開催される公等の国際博覧会に出品される産品に関し、特許を受けることができる発明に仮保護付与	パリ 11 条(1)

4 項	日から 6 月以内にその者が行った特許出願は、新規性の喪失の例外の適用可 適用を受けることができる発明の証明書面を、出願日から 30 日以内に提出	⇨産品が展示された事実及び搬入の日付の証明に必要な証拠書類を要求可	パリ 11 条(3)
32 条	(特許を受けることができない発明) 公序良俗又は公衆衛生を害するおそれのある発明は、特許不可	(特許の対象) ⇨公序良俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明の特許の対象から除外 *公序良俗：人・動物等の生命・健康保護、環境に対する重大な損害の回避を包含	TRIPS27 条 2 項
36 条 4 項	(特許出願) 発明の詳細な説明は、経産省令の定めるところにより、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が実施できる程度に明確かつ十分に記載	(特許出願人に関する条件) ⇨その発明をその技術分野の専門家が実施できる程度に明確かつ十分に開示することの要求、出願日等において発明者が知っている当該発明を実施するための最良形態を示すことの要求可	TRIPS29 条 1 項
43 条 1 項	(パリ条約による優先権主張の手続) (1) 優先権を主張する旨、最初の出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許庁長官に提出 (2) 特許出願と同時に特許庁長官に提出	(優先権) ⇨その出願の日付、その出願がされた同盟国の国名を明示した申立要 ⇨各同盟国は、遅くともいつまでに申立をしなければならぬかを規定	パリ 4 条 D(1) パリ 4 条 D(1)
2 項	(1) 最初の出願をしたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書等の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したものを特許庁長官に提出 (2) 優先日から 1 年 4 月以内に特許庁長官に提出	⇨最初の出願に係る出願書類の謄本の提出 *その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求可 *最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本はいかなる公証も不要	パリ 4 条 D(3) パリ 4 条 D(3) パリ 4 条 D(3)
3 項	最初の出願の番号を記載した書面を特 43	⇨最初の出願に基づいて優先権を主張する	パリ 4 条

4 項	<p>②の書類とともに特許庁長官に提出</p> <p>ただし、特 43②規定の書類提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出</p> <p>特 43②規定の期間内に特 43②規定の書面を提出しないときは、当該優先権主張は失効</p>	<p>者は、その最初の出願の番号を明示</p> <p>*出願後は、他の証拠書類を要求可</p> <p>⇨各同盟国は、パリ 4D に定める手続がされなかった場合の効果を規定</p> <p>ただし、その効果は優先権喪失が限度</p>	<p>D(5)</p> <p>パリ 4 条 D(4)</p>
43 条の 2 1 項 2 項	<p>(パリ条約の例による優先権主張)</p> <p>(1) 日本国民、パリ同盟国国民は、WTO 加盟国においてした出願に基づく優先権主張可</p> <p>(2) WTO 加盟国国民は、パリ同盟国又は WTO 加盟国においてした出願に基づく優先権主張可</p> <p>(1) 特定国(日本国民に対し、日本国と同一条件により優先権主張を認める国で、特許庁長官が指定するもの)の国民は、特定国においてした出願に基づく優先権主張可</p> <p>(2) 日本国民、パリ同盟国国民、WTO 加盟国国民は、特定国においてした出願に基づく優先権主張可</p>	<p>* (知的所有権に関する条約)</p> <p>加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を遵守</p> <p>* (内国民待遇)</p> <p>加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇より不利でない待遇を他の加盟国国民に付与</p> <p>* (最恵国待遇)</p> <p>知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益等は、他のすべての加盟国の国民に即時かつ無条件に付与</p>	<p>TRIPS2 条 1 項</p> <p>TRIPS3 条</p> <p>TRIPS4 条</p>
67 条 1 項	<p>(存続期間)</p> <p>特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年をもって終了</p>	<p>(保護期間)</p> <p>⇨保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間経過前の終了不可</p>	<p>TRIPS33 条</p>
68 条	<p>(特許権の効力)</p> <p>特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有</p>	<p>(与えられる権利)</p> <p>⇨物：承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を特許権者に付与</p> <p>⇨方法：承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少</p>	<p>TRIPS28 条 1 項</p>

		<p>なくとも直接得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を特許権者に付与</p> <p>*特許権者は、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を保有</p>	<p>TRIPS28 条 2 項</p>
69 条 2 項	<p>(特許権の効力が及ばない範囲)</p> <p>単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物</p>	<p>(特許権の侵害とならない場合)</p> <p>⇒同盟国の領水に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入った場合、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する特許発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること</p> <p>⇒同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する特許発明を使用すること</p>	<p>パリ 5 条の 3 1 項</p> <p>パリ 5 条の 3 2 項</p>
83 条	<p>(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)</p> <p>(1) 特許発明の実施が継続して 3 年以上日本国内において適当にされていないとき、通常実施権の許諾についての協議が不成立又は不能のときは、特許庁長官の裁定請求可</p> <p>(2) 特許発明に係る特許出願の日から 4 年を経過していないことが条件</p> <p>(3) 通常実施権</p>	<p>(不実施・不使用に対する措置)</p> <p>⇒特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置可</p> <p>←実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から 4 年の期間又は特許が与えられた日から 3 年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には請求不可</p> <p>⇒強制的に設定された実施権は、排他的なものとは不可</p>	<p>パリ 5 条 A(2)</p> <p>パリ 5 条 A(4)</p> <p>パリ 5 条 A(4)</p>
85 条 2 項	<p>(審議会の意見の聴取等)</p> <p>特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定不可</p>	<p>(不実施・不使用に対する措置)</p> <p>⇒特許権者が不作為につき正当であることを明らかにした場合は、実施権の強制的設定は拒絶</p>	<p>パリ 5 条 A(4)</p>

<p>86 条 2 項</p>	<p>(裁定の方式) (1) 裁定において通常実施権の設定範囲を定めることが必要 (2) 裁定において対価の額並びに支払方法及び時期を定めることが必要</p>	<p>(特許権者の許諾を得ていない他の使用) ⇨他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定 ⇨許諾の経済的価値を考慮し、個々の状況に応じた適当な報酬を享受</p>	<p>TRIPS31 条 (c) TRIPS31 条 (h)</p>
<p>90 条 1 項</p>	<p>(裁定の取消し) 裁定後、裁定理由の消滅等の理由により裁定の維持が不適当となったとき、又は通常実施権の設定を受けた者が実施しないときは、裁定の取消可</p>	<p>(特許権者の許諾を得ていない他の使用) ⇨他の使用の許諾は、許諾をもたらした状況の消滅、かつ、当該状況の再発見込み無しの場合、許諾を受けた者の保護を条件として取消可</p>	<p>TRIPS31 条 (g)</p>
<p>92 条 3 項 4 項 5 項</p>	<p>(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定) 利用抵触関係(特 72)の特許発明を実施するための通常実施権の許諾についての協議が不成立又は不能のときは、当該協議を求めた特許権者等は特許庁長官へ裁定請求可 特許権者等が協議により通常実施権の許諾を受けて実施しようとする特許発明の範囲内における通常実施権の許諾について協議が不成立又は不能のときは、当該協議を求めた特 72 の他人は特許庁長官へ裁定請求可 通常実施権の設定が他人等の利益を不当に害するときは、通常実施権設定の裁定不可</p>	<p>(特許権者の許諾を得ていない他の使用) ⇨使用者となろうとする者が所定条件下で許諾を得る努力を行い、所定期間内に成功しなかった場合に限り、他の使用の容認可 ⇨他の使用は非排他的なもの ⇨第 2 特許実施のために他の使用が許諾される場合、第 1 特許権者は、第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾権を保有 ⇨第 2 特許実施のために他の使用が許諾される場合、第 2 特許に係る発明には、第 1 特許に係る発明との関係で相当の経済的重要性を有する重要技術の進歩を含むことが必要</p>	<p>TRIPS31 条 (b) TRIPS31 条 (d) TRIPS31 条 (1) (ii) TRIPS31 条 (1) (i)</p>
<p>93 条</p>	<p>(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定) 公共の利益のために特許発明を実施するための通常実施権の許諾についての協議が不成立又は不能のときは、当該実施をしようとする者は経済産業大臣へ裁定請求可</p>	<p>(特許権者の許諾を得ていない他の使用) ⇨使用者となろうとする者が所定条件下で許諾を得る努力を行い、所定期間内に成功しなかった場合に限り、他の使用の容認可 ⇨他の使用は非排他的なもの</p>	<p>TRIPS31 条 (b) TRIPS31 条 (d)</p>

<p>94 条</p> <p>3 項</p> <p>4 項</p>	<p>(通常実施権の移転等)</p> <p>(1) 不実施(特 83②)の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転可</p> <p>(2) 公共の利益(特 93②)の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転可</p> <p>特許権者等に設定された裁定通常実施権は、当該特許権等が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って移転し、実施の事業と分離して移転</p> <p>*消滅したときは消滅</p>	<p>(不実施・不使用に対する措置)</p> <p>←企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づく実施権の許諾の形式によっても移転不可</p> <p>(特許権者の許諾を得ていない他の使用)</p> <p>⇒他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡不可</p> <p>⇒第2特許実施のために他の使用が許諾される場合、第1特許に許諾された使用は、第2特許と共に譲渡する場合以外、譲渡不可</p>	<p>パリ 5 条 A(4)</p> <p>TRIPS31 条 (e)</p> <p>TRIPS31 条 (1) (iii)</p>
<p>104 条</p>	<p>(生産方法の推定)</p> <p>物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定</p>	<p>(方法の特許の立証責任)</p> <p>⇒少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定</p> <p>(1) 特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合</p> <p>(2) 同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法が確定できなかった場合</p>	<p>TRIPS34 条 1 項</p>
<p>112 条</p> <p>1 項</p> <p>2 項</p>	<p>(特許料の追納)</p> <p>特 108②の期間又は猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間経過後 6 月以内に、特許料を追納可</p> <p>特許料の追納は、特許料のほか、特許料と同額の割増特許料を納付要</p>	<p>(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間)</p> <p>⇒工業所有権存続のための料金納付は、少なくとも 6 月の猶予期間</p> <p>⇒国内法令が割増料金の納付を定めている場合には、当該納付を条件として 6 月の猶予</p>	<p>パリ 5 条の 2 (1)</p> <p>パリ 5 条の 2 (1)</p>

112 条の 2 2 項	(特許料の追納による特許権の回復) 特許料及び割増特許料の追納があったときは、特許権は前年に遡り存続擬制	(特許の回復) ⇔同盟国は、料金の不納により失効した特許の回復を規定可	パリ 5 条の 2 (2)
178 条	(審決等に対する訴え) 当事者、参加人等は、審決に対する訴訟提起可	(取消し又は消滅) ⇔特許の取消又は特許権消滅の決定については、司法上の審査の機会付与	TRIPS32 条
183 条	(対価の額についての訴え) 裁定を受けた者は、対価の額に不服があるときは、その額の増減について訴訟提起可	(特許権者の許諾を得ていない他の使用) ⇔他の使用について提供される報酬の決定は、加盟国において司法上の審査等に服することが必要	TRIPS31 条 (j)
187 条	(特許表示) 特許権者等は、特許発明における物やその包装に特許表示を付するよう努力	(特許・登録の表示) ←権利の存在を認めさせるために、特許の記号、表示を産品に付す必要なし	パリ 5 条 D
193 条 1 項	(特許公報) 特許庁は、特許公報を発行	(工業所有権の特別の部局) ⇔工業所有権に関する特別の部局は、定期的な公報を発行 *(優先権) 日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物に掲載	パリ 12 条 (2) パリ 4 条 D(2)

特許法第 184 条の 3～第 184 条の 20 と PCT との関係

特許法		PCT	
184 条の 3	(国際出願による特許出願)	(国際出願日及び国際出願の効果)	
1 項	<p>国際出願日にされた特許出願とみなされる国際出願</p> <p>(1) 国際出願日が認められた国際出願</p> <p>(2) 指定国に日本含 *みなし全指定(日本含)</p>	<p>⇔国際出願日は各指定国における実際の出願日と擬制</p> <p>*国際出願日</p> <p>(1) 認定要件を満たした国際出願受理の日</p> <p>(2) 認定要件を満たす補充をした日</p> <p>(3) 図面を補充した日</p> <p>⇔すべての締約国の指定</p>	<p>11 条(3)</p> <p>11 条(1)</p> <p>11 条(2)(b)</p> <p>14 条(2)</p> <p>R4.9(a)</p>
2 項	<p>特 43 不準用</p> <p>*パリ 優先権主張手続は PCT 規則が適用</p>	<p>←優先権の主張</p> <p>*優先権書類</p>	<p>R4.10</p> <p>R17</p>
184 条の 4	(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)	(指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払)	
1 項	<p>翻訳文の提出期限、対象</p> <p>(1) 提出期限</p> <p>原則：優先日から 2 年 6 月(国内書面提出期間)</p> <p>例外：国内書面提出期間の満了前 2 月から満了の日までの間に国内書面を提出した場合には、書面提出の日から 2 月(翻訳文提出特例期間)</p> <p>(2) 翻訳文の対象</p> <p>国際出願日における明細書、請求の範囲、図面の中の説明、要約</p> <p>*願書、図面(線図部分)の翻訳文は不要</p>	<p>⇔優先日から 30 月を経過する時まで、所定の翻訳文を提出、国内手数料を支払</p> <p>⇔PCT22(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を規定可</p>	<p>22 条(1)</p> <p>22 条(3)</p>
2 項	<p>PCT19 条補正をした場合の翻訳文の提出</p> <p>国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、補正後の請求の範囲の翻訳文を提出可</p>		
3 項	<p>翻訳文の不提出の効果</p>		

<p>4 項</p>	<p>(1) 国内書面提出期間(翻訳文提出特例間)内に、明細書及び請求の範囲の翻訳文が不提出の場合 →出願の取下擬制</p> <p>(2) 明細書の翻訳文と、国際出願日における請求の範囲の翻訳文又はPCT19条補正後の請求の範囲の翻訳文のいずれかを提出した場合 →出願の取下擬制なし</p> <p>PCT19条補正後の請求の範囲の翻訳文提出 国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えてPCT19条補正後の請求の範囲の翻訳文を更に提出可</p> <p>*国内処理基準時：国内書面提出期間が満了する時又は当該期間内に 出願審査の請求をした時</p>		
<p>5 項</p>	<p>PCT19条補正後の請求の範囲の翻訳文を不提出の効果 補正はされなかったものと擬制</p>		
<p>184 条の 5 1 項</p>	<p>(書面の提出及び補正命令) 国内書面の提出手続 国内書面提出期間内に所定書面を特許庁長官に提出することが必要</p>	<p>(国内的要件) ⇔所定の書類の提出を要求可</p>	<p>27 条(2)</p>
<p>2 項</p>	<p>補正命令 (1) 国内書面を提出しないとき (2) 要約の翻訳文を提出しないとき *外国語特許出願では、翻訳文が提出されていることが本項の補正の前提</p>		
<p>3 項</p>	<p>補正命令に応じないときの効果 国際特許出願が却下</p>		

184 条の 6	(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)		
1 項	国際出願に係る願書 特 36 に規定する願書と擬制		
2 項	国際出願に係る明細書等 (1) 特 36 に規定する明細書と擬制される対象 ① 日本語特許出願 → 国際出願日における明細書 ② 外国語特許出願 → 国際出願日における明細書の翻訳文 (2) 特 36 に規定する特許請求の範囲と擬制される対象 ① 日本語特許出願 → 国際出願日における請求の範囲 ② 外国語特許出願 → 国際出願日における請求の範囲の翻訳文 (3) 特 36 に規定する図面と擬制される対象 ① 日本語特許出願 → 国際出願日における図面 ② 外国語特許出願 → 国際出願日における図面(図面の中の説明を除く)及び図面の中の説明の翻訳文 (4) 特 36 に規定する要約書とみなされる対象 ① 日本語特許出願 → 要約 ② 外国語特許出願 → 要約の翻訳文		
3 項	PCT19 条補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合 補正後の翻訳文		

	→特 36 に規定する特許請求の範囲		
184 条の 7	(日本語特許出願に係る条約第 19 条に基づく補正)	(国際事務局に提出する請求の範囲の補正書)	
1 項	補正書の写しの提出 原則：国内処理基準時の属する日まで	←PCT19 条補正 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について一回に限り補正可	19 条(1)
2 項	補正書の写しの提出の効果 (1)特 17 の 2①による補正がされたらと擬制 (2)PCT20 により特許庁へ送達されたときは、その補正書により補正がされたものと擬制	*(指定官庁への送達) PCT19 条補正の写しが指定官庁に送達	20 条(2)
3 項	補正書の写しの不提出の効果 補正はされなかったものと擬制		
184 条の 8	(条約第 34 条に基づく補正)	(国際予備審査機関における手続)	
1 項	PCT34 条補正をした場合の手続 (1)提出書面 ①日本語特許出願 →補正書の写し ②外国語特許出願 →補正書の翻訳文 (2)提出の時期 国内処理基準時の属する日まで	←PCT34 条補正 出願人は、国際予備審査報告が作成される前に、所定の方法で及び所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正可	34 条(2) (b)
2 項	書類提出の効果 (1)特 17 の 2①による補正がされたらと擬制 (2)PCT36 により特許庁へ送達されたときは、その補正書により補正がされたものと擬制	*(国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達) PCT34 条補正の写しが選択官庁に送達	36 条(3) (a)
3 項	書類の不提出の効果		

<p>4 項</p>	<p>原則：補正はされなかったものと擬制 例外：日本語出願については、PCT36 により特許庁へ送達されたときは、その補正書により補正がされたものと擬制</p> <p>外国語出願について PCT34 条補正の効果 PCT34 条補正書の翻訳文の提出は、誤訳訂正書の提出と擬制</p>		
<p>184 条の 9 1 項</p> <p>2 項</p> <p>3 項</p> <p>4 項</p> <p>5 項</p>	<p>(国内公表等)</p> <p>国内公表の対象、時期</p> <p>(1) 翻訳文が提出された外国語特許出願であって、かつ、特許掲載公報が発行されていないもの</p> <p>(2) 原則：国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間)の経過後</p> <p>例外：国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間)内に出願人から出願審査請求があった出願であって、国際公開されているものは、出願審査請求後に公表</p> <p>公報掲載事項</p> <p>*PCT19 条補正がされた場合には、国際出願日における請求の範囲の翻訳文とともに、当該補正後の請求の範囲の翻訳文が公表</p> <p>特 64 条③を準用</p> <p>国際特許出願は、特 64 の対象外</p> <p>特 48 の 5①等についての読替</p>	<p>(国内手続の繰延べ)</p> <p>⇒指定官庁は、PCT22 に規定する期間の満了前に、国際出願の処理又は審査は不可</p> <p>(国際出願の秘密保持)</p> <p>⇒出願人の請求により秘密保持を解除</p>	<p>23 条(1)</p> <p>30 条(1)(a)</p>

6 項	(1) 日本語特許出願は「国際公開」と読替 (2) 外国語特許出願は「国内公表」と読替 特 186 についての読替		
7 項	特 193 についての読替		
184 条の 10 1 項	(国際公開及び国内公表の効果等) 国際特許出願についての補償金請求権 (1) 日本語特許出願→国際公開後の実施 (2) 外国語特許出願→国内公表後の実施 *国際公開後国内公表前の警告は無効	(国際公開の効果) ←指定国の国内法令は、当該指定国において 国内法令に基づく公開に用いられる言語と 異なる言語で国際公開が行われた場合に、国 際公開の効果が生ずる時を規定可 (1) 公開言語による翻訳文が国内法令の定 めにより公表された時 (2) 公開言語による翻訳文が国内法令の定 めにより公衆の閲覧に供され、公衆が利 用可能にされた時 (3) 公開言語による翻訳文が、国際出願に 係る発明を無許諾で実施している者、実 施すると予想される者に出願人により 送付された時	29 条(2)
2 項	補償金請求権の特 65②から⑤まで準用		
184 条の 11 1 項	(在外者の特許管理人の特例) 在外者が特許管理人によらず手続できる 場合 国内処理基準時まで手続可	(国内的要件) ←受理官庁又は国際出願の処理を開始した 指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定 官庁に対して出願人を代理する資格を有す る代理人によって出願人が代理され又は出 願人が通知を受け取るためのあて名を指定 国内に有するという要件に関する限り、国内 法令を適用可	27 条(7) R51 の 2. 1
2 項	特許管理人選任の届出 国内処理基準時の属する日後経済産業省 令で定める期間内に届出必要 *経済産業省令で定める期間：3 月(特施規 38 の 6 の 2)		

3 項	届出ない場合の効果 国際特許出願は取下擬制		
184 条の 12 1 項	(補正の特例) 補正できる時期 (1) 日本語特許出願 →書面の提出、国内手数料の納付後 (2) 外国語特許出願 →書面の提出、国内手数料の納付後、 翻訳文の提出、国内処理基準時経過後		
2 項	外国語特許出願について補正できる範囲 (1) 手続補正書による補正は、翻訳文の範囲で可 ただし、誤訳訂正書による補正後は、 翻訳文及び当該誤訳訂正書による補正 後の国際出願日の明細書等の範囲内で 補正可 (2) 誤訳訂正書による補正は、国際出願日 の明細書等の範囲内で補正可		
3 項	国際特許出願の要約書についての補正の 時期 優先日から 1 年 3 月以内は補正可 ただし、翻訳文が提出され、国内書面提出 期間内に出願人から出願審査請求され、国 際公開がされているものについては、補正不 可		
184 条の 13	(特許要件の特例) 外国語特許出願が特 29 の 2 に規定する「他 の特許出願」に該当する場合の取扱 *外国語特許出願は、明細書及び請求の範 囲の翻訳文の提出が必要		
184 条の 14	(発明の新規性の喪失の例外の特例) その旨を記載した書面、及び、証明書面を、 国内処理基準時の属する日後経済産業省令	(国内的要件) ⇔国内法令は、指定官庁における国際出願の 処理開始後に、国際出願における主張等の裏	27 条(2)(ii)

	<p>で定める期間内に提出必要</p> <p>*経済産業省令で定める期間:30日(特施規38の6の3)</p> <p>*30日経過前にも提出可</p>	<p>付けとなる書類の提出を規定可</p> <p>⇨特定期間内における不当な行為に起因する開示、特定博覧会における開示及び出願人による開示のような不利にならない開示に関する証拠又は新規性の喪失の例外に関する証拠を要求可</p>	<p>R51の2.1 (v)</p>
184条の15	<p>(特許出願等に基づく優先権主張の特例)</p>		
1項	<p>特41④、特42②は不準用</p>		
2項	<p>日本語特許出願についての特41③の読替</p> <p>日本語特許出願が特29の2に規定する「後の出願」の場合に「出願公開」を「国際公開」と読替</p>		
3項	<p>外国語特許出願についての特41③の読替</p> <p>外国語特許出願が特29の2に規定する「後の出願」の場合に「出願公開」を「国際公開」と読替</p> <p>*後願排除効は、国内優先権の主張を伴う外国語特許出願の国際出願日における明細書、請求の範囲、図面(原文)に記載された発明のうち、先の出願の願書に最初に添付した明細書等に記載された発明が対象</p>		
4項	<p>国際特許出願が「先の出願」である場合の特41①から③まで、特42①の適用</p> <p>(1)特41①②の適用</p> <p>→国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面</p> <p>*外国語特許出願でも翻訳文は不要</p> <p>(2)特41③の適用</p>	<p>(国内手続の繰延べ)</p> <p>←指定官庁は、PCT22に規定する期間の満了前に、国際出願の処理又は審査は不可</p>	<p>23条(1)</p>

	<p>→国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面</p> <p>*特 29 の 2 の後願排除効の基準も原文</p> <p>(3) 特 42①の適用</p> <p>→先の出願の取下げ擬制時期は、国内処理基準時又は国際出願日から 1 年 3 月経過時のいずれか遅い時</p>		
184 条の 16	<p>(出願の変更の特例)</p> <p>(1) 日本語実用新案登録出願 →国内書面、国内手数料納付後</p> <p>(2) 外国語実用新案登録出願 →国内書面、翻訳文、国内手数料納付後</p> <p>*国内処理基準時経過前でも変更可</p>		
184 条の 17	<p>(出願審査の請求の時期の制限)</p> <p>(1) 出願人による請求</p> <p>① 日本語特許出願 →国内書面、国内手数料納付後</p> <p>② 外国語特許出願 →国内書面、翻訳文、国内手数料納付後</p> <p>(2) 出願人以外の者による請求 国内書面提出期間(翻訳文提出特例期間)経過後</p>	<p>(国内手続の繰延べ)</p> <p>⇔指定官庁は、PCT22 に規定する期間の満了前に、国際出願の処理又は審査は不可</p>	23 条(1)
184 条の 18	<p>(拒絶理由等の特例)</p> <p>外国語書面出願の拒絶理由(特 49 六)、無効理由(特 123①一、五)は、外国語特許出願にも適用</p> <p>*外国語特許出願に対しては、特 123①一は無効理由として不適用</p>		
184 条の 19	<p>(訂正の特例)</p> <p>誤記又誤訳の訂正を目的とした訂正は、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で訂正可</p>		

<p>184 条の 20</p> <p>1 項</p> <p>2 項</p> <p>3 項</p>	<p>(決定により特許出願とみなされる国際出願)</p> <p>決定の申出の要件</p> <p>(1)①PCT25(1)(a)に規定する拒否 ②PCT25(1)(a)(b)に規定する宣言 ③PCT25(1)(a)に規定する認定</p> <p>(2)経済産業省令で定める期間内に、特許庁長官に申出が必要 *経済産業省令で定める期間：拒否等の通知日から 2 月(特施規 38 の 7 の 2)</p> <p>申出の書類 外国語特許出願につき申出をする者は翻訳文を提出 *経済産業省令で定める国際出願に関する書類： (1)受理官庁又は国際事務局に提出した書類(願書及び図面(図面の中の説明を除く)を除く) (2)それらの機関が当該国際出願に関して行った処分に係る書類</p> <p>申出に対する決定 (1)認定が正当である旨の決定 →行審法による異議申立可</p>	<p>(指定官庁による検査)</p> <p>*拒否： 受理官庁が、PCT11(1)の要件を満たさないとして、国際出願日を認めることを拒否した場合</p> <p>*宣言： (1)受理官庁が、PCT14(1)(a)の補充がされないとして、取下げとみなす旨の宣言をした場合 (2)受理官庁が、国際出願日の認定要件の不備を後で気づいて又は手数料不納として、日本国の指定は取下げとみなす旨の宣言をした場合</p> <p>*認定： 国際事務局が、所定期間内に国際出願の記録原本を受理しなかったと認定した場合</p> <p>⇔通知の日から 2 月</p>	<p>25 条</p> <p>R51. 3</p>
---	---	--	---------------------------

	(2) 認定が正当でない旨の決定 →不服申立不可		
4 項	認定が正当でない旨の決定の効果		
5 項	特 64 の読替		
6 項	特 184 の 3②等の準用		

実用新案法第 48 条の 3～48 条の 16 と PCT との関係

実用新案法		PCT	
48 条の 3	(国際出願による実用新案登録出願) 特 184 の 3 と同様	(国際出願日及び国際出願の効果) ⇒国際出願日は各指定国における実際の出願日と擬制	11 条(3)
48 条の 4	(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文) 特 184 の 4 と同様 *国内処理基準時：国内書面提出期間が満了する時又は当該期間内に国内処理の請求をした時	(指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払) ⇒優先日から 30 月を経過する時までに、所定の翻訳文を提出、国内手数料を支払 ⇒PCT22(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を規定可	22 条(1) 22 条(3)
48 条の 5	(書面の提出及び補正命令等)	(国内的要件) ⇒所定の書類の提出を要求可	27 条(2)
1 項	特 184 の 5①と同様		
2 項	特 184 の 5②と同様		
3 項	特 184 の 5③と同様		
4 項	国内処理の請求の手続 (1)日本語実用新案登録出願 →国内書面提出、登録料、手数料納付 (2)外国語実用新案登録出願 →国内書面提出、登録料、手数料納付、翻訳文提出	(国内手続の繰延べ) ⇒PCT23(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも可	23 条(2)
48 条の 6	(国際出願に係る願書、明細書等の効力等) 特 184 の 6 と同様		
48 条の 7	(図面の提出)	(図面)	
1 項	国際出願日において図面を含んでいないとき 国内処理基準時の属する日までに提出す	⇒指定官庁は、出願人に対し、所定期間内に図面の提出を要求可	7 条(2)

	<p>ることが必要</p> <p>2 項 図面の提出がないとき 提出命令</p> <p>3 項 提出命令に従わないとき 出願却下</p> <p>4 項 提出の効果 実 2 の 2①による補正と擬制</p>		
48 条の 8	(補正の特例)		
1 項	<p>補正の時期の特例</p> <p>PCT19 条補正、PCT 34 条補正については、 実 2 の 2①ただし書は不適用</p>	<p>(指定官庁における請求の範囲、明細書及び 図面の補正)</p> <p>⇨各指定官庁で所定期間内に請求の範囲、明 細書及び図面について補正可</p> <p>(選択官庁における請求の範囲、明細書及び 図面の補正)</p> <p>⇨各選択官庁で所定期間内に請求の範囲、明 細書及び図面について補正可</p>	<p>28 条(1)</p> <p>41 条(1)</p>
2 項	<p>PCT28(1)又は 41(1)に基づく補正</p> <p>PCT28(1)又は 41(1)に基づく補正について は、実 2 の 2①ただし書は不適用</p>		
3 項	<p>補正できる範囲</p> <p>国際出願日における国際出願の明細書、請 求の範囲又は図面の範囲内で補正可</p>		
4 項	<p>特 184 の 12①の読替</p> <p>手数料、登録料を納付した後でなければ補 正不可</p> <p>ただし、国内処理基準時経過前でも、補正 可</p>	<p>←PCT22 の規定に基づく要件を満たした時か ら 1 月以内に、PCT28 の規定による補正可</p> <p>ただし、R47.1 の送達 が 22 に規定する期間 の満了する時までに行われなかつた場合に は、当該期間の末日の後 4 月以内に補正可</p> <p>←PCT39(1)(a)の規定に基づく要件を満たし</p>	<p>R52.1(a)</p> <p>R78.1</p>

		<p>た時から 1 月以内に、当該選択官庁に対して PCT41 の規定による補正可</p> <p>ただし、PCT36(1)に規定する国際予備審査報告の送付が PCT39 に規定する期間の満了する時までにはされない場合には、当該期間の末日の後 4 月以内に補正可</p>	
48 条の 9	<p>(実用新案登録要件の特例)</p> <p>特 184 の 13 と同様</p>		
48 条の 10	<p>(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)</p> <p>特 184 の 15 と同様</p>		
48 条の 11	<p>(出願の変更の特例)</p> <p>特 184 の 16 と同様</p>		
48 条の 12	<p>(登録料の納付期限の特例)</p> <p>登録料納付の時期</p> <p>国際実用新案登録出願についての 1~3 年分の登録料は、国内書面提出期間内に納付</p> <p>ただし、出願人が国内処理の請求をした場合は、その請求の時までに納付</p>		
48 条の 13	<p>(実用新案技術評価の請求の時期の制限)</p> <p>国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求は、国内処理基準時を経過前は不可</p>	<p>(国内手続の繰延べ)</p> <p>⇔指定官庁は、PCT22 に規定する期間の満了前に、国際出願の処理又は審査は不可</p> <p>*PCT23(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも可</p>	<p>23 条(1)</p> <p>23 条(2)</p>
48 条の 13 の 2	<p>(訂正の特例)</p> <p>特 184 の 19 と同様</p>		
48 条の 14	<p>(無効理由の特例)</p> <p>特 184 の 18 と同様</p>		
48 条の 15	<p>(特許法の準用)</p> <p>特 184 の 7、特 184 の 8①から③まで、特 184 の 9⑥、特 184 の 11、特 184 の 14 を準用</p>		
48 条の 16	<p>(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)</p> <p>特 184 の 20 と同様</p>	<p>(指定官庁による検査)</p> <p>*拒否： 受理官庁が、PCT11(1)の要件を満たさない</p>	<p>25 条</p>

		<p>として、国際出願日を認めることを拒否した場合</p> <p>*宣言：</p> <p>(1) 受理官庁が、PCT14(1)(a)の補充がされないとして、取下げとみなす旨の宣言をした場合</p> <p>(2) 受理官庁が、国際出願日の認定要件の不備を後で気づいて又は手数料不納として、日本国の指定は取下げとみなす旨の宣言をした場合</p> <p>*認定：</p> <p>国際事務局が、所定期間内に国際出願の記録原本を受理しなかったと認定した場合</p>	
--	--	---	--

意匠法とパリ条約、TRIPS 協定

意匠法		パリ条約、TRIPS 協定	
1 条	(目的) 意匠の保護	(工業所有権の保護の対象) ⇒意匠も工業所有権の保護の対象 (意匠の保護) ⇒すべての同盟国で意匠を保護	パリ 1 条(2) パリ 5 条の 5
3 条	(意匠登録の要件)	(保護の要件)	
1 項	公知意匠、刊行物公知意匠等、これらに類似する意匠	⇒加盟国は独自の創作に係る新規性のある意匠の保護について規定	TRIPS25 条 1 項
2 項	公知形状等に基づいて容易に創作できる意匠	⇒加盟国は独自の創作に係る独創性のある意匠の保護について規定	TRIPS25 条 1 項
4 条	(意匠の新規性の喪失の例外)	(博覧会出品の仮保護)	
2 項	意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した意匠について、該当日から 6 月以内にその者が行った意匠登録出願は、新規性の喪失の例外の適用可	⇒同盟国の領域内で開催される公等の国際博覧会に出品される製品に関し、意匠に仮保護付与	パリ 11 条(1) パリ 11 条(3)
3 項	適用を受けることができる意匠の証明書を、出願日から 30 日以内に提出	⇒産品が展示された事実及び搬入の日付の証明に必要な証拠書類を要求可	
5 条	(意匠登録を受けることができない意匠)	(保護の要件)	
3 号	物品の機能確保のために不可欠な形状のみからなる意匠	⇒主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠は保護が及ばない旨を規定可	TRIPS25 条 1 項
15 条	(特許法の準用)	(優先権)	
1 項	(1)特 43②(パリ条約による優先権の主張) 意匠登録出願の日から 3 月以内に提出	⇒後の出願の日から 3 月の期間内ではいつでも無料で提出可	パリ 4 条 D(3)
21 条	(存続期間)	(保護)	
1 項	意匠権の存続期間は設定登録の日から 20 年	←保護期間は、少なくとも 10 年	TRIPS26 条 3 項
2 項	関連意匠の意匠権の存続期間は本意匠の	←保護期間は、少なくとも 10 年	TRIPS26 条

	設定登録の日から 20 年		3 項
23 条	(意匠権の効力) 意匠権者は業として登録意匠及び類似する意匠を実施する権利を専有	(保護) ⇒意匠の権利者は、未承諾の第三者が、保護に係る意匠の複製、実質的な複製の意匠を用いる製品の商業目的での製造、販売等を防止する権利を保有	TRIPS26 条 1 項
44 条	(登録料の追納)	(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間)	
1 項	前年以前を経過後でも、6 月以内に登録料を追納可	⇒工業所有権存続のための料金納付は、少なくとも 6 月の猶予期間	パリ 5 条の 2 (1)
2 項	追納の場合は、登録料のほか、同額の割増登録料の納付が必要	⇒国内法令が割増料金の納付を定めている場合には、当該納付を条件として 6 月の猶予	パリ 5 条の 2 (1)
44 条の 2	(登録料の追納による意匠権の回復)	(特許の回復)	
2 項	登録料及び割増登録料の追納があったときは、意匠権は前年に遡り存続擬制	⇒同盟国は、料金不納により失効した特許の回復を規定可	パリ 5 条の 2 (2)
64 条	(意匠登録表示)	(特許・登録の表示)	
	意匠権者等は、登録意匠等に係る物品や包装に意匠登録表示を付するよう努力	←権利の存在を認めさせるために、意匠の登録の記号、表示を産品に付す必要なし	パリ 5 条 D
66 条	(意匠公報)	(工業所有権の特別の部局)	
1 項	特許庁は意匠公報を発行	⇒工業所有権に関する特別の部局は、定期的な公報を発行	パリ 12 条(2)

商標法と条約

商標法		条約	
2条 1項	<p>(定義等)</p> <p>商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合であって、</p> <p>業として商品を生産等、役務を提供等する者が、その商品又は役務に使用するもの</p>	<p>(保護の対象)</p> <p>⇨ある事業に係る商品又はサービスから識別できる標識又はその組み合わせは、商標とすることが可</p> <p>(この条約が適用される標章)</p> <p>⇨標章とは、視認できる標識であり、商品・サービスに適用</p> <p>*立体標章は、登録を認める締約国のみ適用の義務</p> <p>*ホログラム標章、音響・匂いの標章の適用なし</p> <p>*(サービス・マークの保護)</p> <p>同盟国はサービス・マークを保護</p> <p>*(商標の使用される商品の性質の無制約)</p> <p>商品の性質による商標登録拒絶不可</p>	<p>TRIPS15条 1項</p> <p>商条約2条</p> <p>パリ6条の6</p> <p>パリ7条</p>
3条 1項 2項	<p>(商標登録の要件)</p> <p>自他商品又は自他役務の識別力がない商標は、登録不可</p> <p>使用の結果、識別力を有することとなった商標は、登録可</p>	<p>(外国登録商標)</p> <p>⇨識別性を有しない商標、記述的商標や、商慣習において常用される記号等のみからなる商標は登録不可</p> <p>(保護の対象)</p> <p>⇨標識自体により商品等を識別できない場合、使用により獲得された識別性を登録要件とすることが可</p>	<p>パリ6条の5 B2</p> <p>TRIPS15条 1項</p>
4条 1項1号 1項2号	<p>(商標登録を受けることができない商標)</p> <p>国旗等、外国の国旗と同一・類似の商標</p> <p>パリ同盟国、WTO加盟国、商標法条約締約</p>	<p>(国の紋章等の保護)</p> <p>⇨同盟国の国の旗章並びにそれらの模倣と認められるものの登録を拒絶、無効</p> <p>(国の紋章等の保護)</p> <p>⇨同盟国の国の紋章並びにそれらの模倣と</p>	<p>パリ6条の3 (1)</p> <p>パリ6条の3</p>

1 項 3 号	<p>国の紋章・その他の記章で経済産業大臣が指定するものと同一・類似の商標</p> <p>国際機関の標章で経済産業大臣が指定するものと同一・類似の商標</p>	<p>認められるものの登録を拒絶、無効</p> <p>(国の紋章等の保護)</p> <p>←政府間国際機関の記章、略称、名称等についても登録を拒絶、無効</p>	<p>(1)</p> <p>パリ 6 条の 3 (1) (b)</p>
1 項 5 号	<p>日本国、パリ同盟国、WTO 加盟国、商標法条約締約国の政府等の監督用又は証明用の印章又は記号で経済産業大臣が指定するものと同一・類似の標章を有する商標で、印章等が用いられている商品等と同一・類似の商品等に使用するもの</p>	<p>(国の紋章等の保護)</p> <p>⇔監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止規定は、記号等を含む商標が、記号等の用いられる商品と同一又は類似の商標に使用される場合に適用</p>	<p>パリ 6 条の 3 (2)</p>
1 項 7 号	<p>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標</p>	<p>(外国登録商標)</p> <p>←商標が道徳又は公の秩序に反するもの、公衆を欺くようなものである場合、登録不可</p>	<p>パリ 6 条の 5 B3</p>
1 項 10 号	<p>他人の業務に係る商品等を表示する周知商標又は類似する商標であって、同一・類似の商品等に使用するもの</p>	<p>(周知商標の保護)</p> <p>⇔同盟国は、同一・類似の商品に使用される周知商標の複製、模倣、翻訳に該当する商標の登録を、職権をもって拒絶、無効</p>	<p>パリ 6 条の 2</p>
1 項 17 号	<p>(1) 日本国のぶどう酒又は蒸留酒の産地(特許庁長官指定)の表示標章を有する商標で、異なる産地のぶどう酒等に使用するもの</p> <p>(2) WTO 加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地(異なる産地のぶどう酒等への使用が禁止されているもの)の表示標章を有する商標で、異なる産地のぶどう酒等に使用するもの</p>	<p>(ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護)</p> <p>←ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を付した商標で、原産地が異なるぶどう酒等についてのものの登録を拒絶、無効</p>	<p>TRIPS23 条 2 項</p>

		<p>* (知的所有権に関する条約)</p> <p>加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を遵守</p> <p>* (パリ条約を遵守する義務)</p> <p>締約国は、標章に係るパリの規定を遵守</p> <p>* (サービス・マーク)</p> <p>締約国は、商標に係るパリの規定をサービス・マークについて適用</p>	<p>TRIPS2 条 1 項</p> <p>商条約 15 条</p> <p>商条約 16 条</p>
5 条	(商標登録出願) 願書及び必要な書面	(出願) ⇔締約国は、願書に所定事項の記載又は添付を要求可	商条約 3 条 (1)
5 条の 2 1 項	(出願日の認定等) 商標登録出願が、下記のいずれかに該当する場合を除き、出願に係る願書を提出した日を商標登録出願の日として認定 (1) 商標登録を受ける旨の表示が不明確 (2) 出願人の氏名等なし、不明確 (3) 商標登録を受ける商標の記載なし (4) 指定商品・指定役務の記載なし	(出願日) ⇔要求する言語で記載され又は作成された下記のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認定 ←(1) 標章の登録を求める明示的表示 (2) 出願人を特定可能な表示 (2) 出願人又は代理人 (3) 登録を求める標章の複製 (4) 登録を求める商品・サービス (5) 使用意思の宣言書(法令が要求する場合のみ)	商条約 5 条 (1) (a)
6 条 1 項	(一商標一出願) (1) 一又は二以上の商品又は役務を指定 (2) 商標ごとに商標登録出願	(出願) ⇔二以上の商品又はサービスについては、二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で出願可 *一出願多区分制の採用を義務付け	商条約 3 条 (5)
7 条 1 項	(団体商標) 民 34 による社団法人、法人格を有する社団等、事業共同組合法による組合等、これらに相当する外国法人は、構成員使用の商標について、団体商標の商標登録可	(団体商標の保護) ⇔同盟国は、その存在が本国法令に反しない団体に属する団体商標を登録、保護	パリ 7 条の 2
9 条 1 項	(出願時の特例) (1) 政府等が開設する博覧会 (2) 政府等以外の者が開設する博覧会であ	(博覧会出品の仮保護) ⇔同盟国の領域内で開催される公等の国際博覧会に出品される産品に関し、商標の仮保	パリ 11 条(1)

<p>2 項</p>	<p> って特許庁長官指定のもの (3) パリ同盟国、WTO 加盟国、商標法条約締約国等の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的博覧会 (4) パリ同盟国等以外の国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的博覧会であって特許庁長官指定のもの 上記博覧会に出品した商品等に使用した商標について、その出品者等が出品等の日から 6 月以内に、その商品等を指定商品等として行った商標登録出願は、その出品等の日に行われたものと擬制 適用を受けることができる商標及び商品等の証明書面を、出願日から 30 日以内に提出 </p>	<p> 護付与 ⇨ 産品が展示された事実及び搬入の日付の証明に必要な証拠書類を要求可 *(知的所有権に関する条約) 加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を遵守 *(パリ条約を遵守する義務) 締約国は、標章に係るパリの規定を遵守 </p>	<p> パリ 11 条 (3) TRIPS2 条 1 項 商条約 15 条 </p>
<p>9 条の 2</p>	<p> (パリ条約の例による優先権主張) パリ同盟国でされた役務商標の登録の出願に基づいて優先権主張可 </p>	<p> *(サービス・マークの保護) 同盟国はサービス・マークを保護 </p>	<p>パリ 6 条の 6</p>
<p>9 条の 3</p>	<p> (パリ条約の例による優先権主張) (1) 日本国民、パリ同盟国国民は、WTO 加盟国又は商標法条約締約国においてした出願に基づく優先権主張可 (2) WTO 加盟国国民、商標法条約締約国国民は、パリ同盟国、WTO 加盟国又は商標法条約締約国においてした出願に基づく優先権主張可 </p>	<p> *(知的所有権に関する条約) 加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を遵守 *(パリ条約を遵守する義務) 締約国は、標章に係るパリの規定を遵守 </p>	<p> TRIPS2 条 1 項 商条約 15 条 </p>

10 条 1 項	(商標登録出願の分割) 分割可能な時期 (1) 出願が審査に係属中 (2) 出願が審判に係属中 (3) 出願が再審に係属中 (4) 出願についての拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属中	(出願及び登録の分割) ⇨もとの出願の分割可能な期間 (1) 登録に関し官庁が決定するまでの期間 (2) 登録の旨の官庁決定に対する異議申立 手続期間 (3) 登録に関する決定に対する不服申立手 続期間	商条約 7 条 (1)
13 条 1 項	(特許法の準用) (1) 特 43②(パリ条約による優先権の主張) 商標登録出願の日から 3 月以内に提出 (2) 特 43 の 2②(パリ条約の例による優先 権主張) 日本国民、パリ同盟国国民、WTO 加盟国 国民又は商標法締約国国民は、特定国に おいてした出願に基づく優先権主張可	(優先権) ⇨後の出願の日から 3 月の期間内ではいつで も無料で提出可 *(知的所有権に関する条約) 加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を 遵守 *(内国民待遇) 加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国 民に与える待遇より不利でない待遇を他の 加盟国国民に付与 *(最恵国待遇) 知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国 の国民に与える利益等は、他のすべての加 盟国の国民に即時かつ無条件に付与 *(パリ条約を遵守する義務) 締約国は、標章に係るパリの規定を遵守	パリ 4 条 D(3) TRIPS2 条 1 項 TRIPS3 条 TRIPS4 条 商条約 15 条
16 条	(商標登録の査定) 政令で定める期間内(商標登録出願日から 1 年 6 月以内)に拒絶の理由を発見しないと きは、登録査定	(特定の締約国に係る国際登録の効果の拒絶 及び無効) ←締約国官庁は、領域指定の通報を行った日 から 1 年(又は 18 月)以内、国際事務局に対 し拒絶を通報	議定書 5 条 (2) (a) (b)
19 条 1 項	(存続期間) 商標権の存続期間は、設定登録の日から 10 年	(保護期間) ←商標の最初の登録及び登録の更新の存続 期間は、少なくとも 7 年 (登録の存続期間及び更新) ⇨登録の最初の存続期間及び更新の存続期 間は 10 年	TRIPS 18 条 商条約 13 条 (7)

2 項	商標権の存続期間は、更新登録申請により更新	<p>(保護期間)</p> <p>⇒商標の登録は、何回でも更新可</p> <p>(登録の存続期間及び更新)</p> <p>⇒更新の申請に関し、標章の複製等、標章使用の宣言書や証拠の提出の要求禁止</p> <p>⇒登録の更新に際し、実体審査禁止</p>	<p>TRIPS 18 条</p> <p>商条約 13 条 (4)</p> <p>商条約 13 条 (6)</p>
20 条 2 項	(存続期間の更新登録の申請) 存続期間満了前 6 月から満了の日までの間に、更新登録の申請	<p>(登録の存続期間及び更新)</p> <p>⇒自国法令で定める期間内に更新の申請書を自国官庁に提出するよう要求可</p> <p>⇒更新の申請書を提出できる期間は、更新が行われるべき日の 6 月以上前に開始し、6 月以上後に終了</p>	<p>商条約 13 条 (1) (c)</p> <p>R8</p>
3 項	存続期間満了前 6 月から満了の日までに申請できないときは、存続期間経過後 6 月以内に更新登録申請可 *更新登録出願ではなく更新登録申請	<p>⇒自国法令で定める期間内に更新の申請書を自国官庁に提出するよう要求可</p> <p>⇒更新の申請書を提出できる期間は、更新が行われるべき日の 6 月以上前に開始し、6 月以上後に終了</p>	<p>商条約 13 条 (1) (c)</p> <p>R8</p>
21 条	(商標権の回復) 不責事由により更新登録申請可能な期間内に申請ができなかったときは、不責事由がなくなった日から 14 日以内で、かつ、期間経過後 6 月以内に限り、更新登録申請可	<p>(特許の回復)</p> <p>⇒同盟国は、料金不納により失効した特許の回復を規定可</p>	<p>パリ 5 条の 2 (2)</p>
24 条 1 項	(商標権の分割) 商標権は、指定商品等が二以上あるときは、指定商品等ごとに分割可	<p>(出願及び登録の分割)</p> <p>⇒二以上の商品等を掲げる登録は、二以上の登録に分配することにより分割可</p>	<p>商条約 7 条 (2)</p>
2 項	分割可能な時期 (1) 商標権の存続期間中 (2) 商標権の消滅後、無効審判係属中 (3) 商標権の消滅後、無効審判事件が再審に係属中 (4) 商標権の消滅後、無効審判事件が訴訟	<p>⇒もとの登録の分割可能な期間</p> <p>(1) 第三者が官庁に対し登録の有効性を争う手続期間</p> <p>(2) 上記手続における官庁の決定に対する不服申立手続期間</p>	<p>商条約 7 条 (2)</p>

	に係属中 *訴訟係属中の分割時の補正は遡及せず		
25 条	(商標権の効力) 商標権者は、指定商品等について登録商標の使用をする権利を専有	(与えられる権利) ⇨登録商標の権利者は、承諾を得ていない第三者が、登録商標に係る商品等と同一・類似の商品等について同一・類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合、使用防止の排他的権利を保有	TRIPS16 条 1 項
37 条 1 号	(侵害とみなす行為) 指定商品等についての登録商標に類似する商標の使用、指定商品等に類似する商品等についての登録商標と同一・類似の商標の使用は商標権等の侵害と擬制	(与えられる権利) ⇨登録商標の権利者は、承諾を得ていない第三者が、登録商標に係る商品等と同一・類似の商品等について同一・類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合、使用防止の排他的権利を保有	TRIPS16 条 1 項
41 条の 2 3 項	(登録料の分割納付) 存続期間満了前 5 年までに後半 5 年分の登録料を納付できないとき、その期間経過後 6 月は追納可	(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間) ⇨工業所有権の存続のための料金納付は、少なくとも 6 月の猶予	パリ 5 条の 2 (1)
43 条 1 項 2 項	(割増登録料) 存続期間満了の日の後に更新登録の申請をする場合は、登録料のほか、同額の割増登録料の納付が必要 存続期間満了の日の後に前半 5 年分の登録料を納付する場合は、前半 5 年分の登録料のほか、同額の割増登録料の納付が必要	(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間) ⇨国内法令が割増料金の納付を定めている場合には、当該納付を条件として 6 月の猶予 (登録の存続期間及び更新) ⇨自国法令で定める期間内に更新の申請に関する料金を自国官庁に支払うよう要求可 (工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間) ⇨国内法令が割増料金の納付を定めている場合には、当該納付を条件として 6 月の猶予 (登録の存続期間及び更新) ⇨自国法令で定める期間内に更新の申請に	パリ 5 条の 2 (1) 商条約 13 条 (1) (c) パリ 5 条の 2 (1) 商条約 13 条

3 項	存続期間満了前 5 年経過後に後半 5 年分の登録料を納付する場合は、後半 5 年分の登録料のほか、同額の割増登録料の納付が必要	<p>関する料金を自国官庁に支払うよう要求可</p> <p>(工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間)</p> <p>⇒国内法令が割増料金の納付を定めている場合には、当該納付を条件として 6 月の猶予</p> <p>(登録の存続期間及び更新)</p> <p>⇒自国法令で定める期間内に更新の申請に関する料金を自国官庁に支払うよう要求可</p>	<p>(1) (c)</p> <p>パリ 5 条の 2 (1)</p> <p>商条約 13 条 (1) (c)</p>
43 条の 2	(登録異議の申立て) 何人も、商標掲載公報発行日から 2 月以内に、登録異議申立可	<p>(保護の対象)</p> <p>⇒加盟国は、商標登録に対し異議を申し立てる機会を付与可</p>	TRIPS15 条 5 項
46 条 1 項 5 号	(商標登録の無効の審判) 商標登録後、登録商標が、商 4①一、二、三、五、七、十六に該当したときは無効審判請求可	<p>*(登録の存続期間及び更新)</p> <p>登録の更新時の実体審査禁止に伴う代替措置</p>	商条約 13 条 (6)
47 条	(商標登録の無効の審判) 除斥期間(商標権の設定登録日から 5 年)の適用対象 (1) 商 3 (2) 商 4①八、十一、十二、十三、十四 (3) 商 8①、②、⑤ (4) 商 4①十、十七(不正競争目的除外) (5) 商 4①十五(不正目的除外)	<p>(周知商標の保護)</p> <p>⇒周知商標の登録を無効とする請求は、登録の日から少なくとも 5 年の期間を規定</p> <p>⇒悪意で登録を受けた商標の登録を無効とする請求は、期間の定めなし</p> <p>⇒悪意で登録を受けた商標の登録を無効とする請求は、期間の定めなし</p> <p>(与えられる権利)</p> <p>⇒登録商標に係る商品等と非類似の商品等についてパリ 6 の 2 を準用</p>	<p>パリ 6 条の 2 (2)</p> <p>パリ 6 条の 2 (3)</p> <p>パリ 6 条の 2 (3)</p> <p>TRIPS16 条 3 項</p>
50 条 1 項	(商標登録の取消しの審判) 継続して 3 年以上、商標権者等が指定商品等について登録商標を不使用の場合、その指定商品等に係る商標登録の取消審判を請求可	<p>(不実施・不使用に対する措置)</p> <p>⇒登録商標の使用を義務づけている同盟国で、相当な猶予期間が経過し、不作為につき正当であることを明らかにしない場合のみ、商標登録を失効可</p> <p>(要件としての使用)</p> <p>⇒使用が登録維持の要件の場合、登録は、少</p>	<p>パリ 5 条 C(1)</p> <p>TRIPS19 条</p>

<p>2 項</p>	<p>*登録商標には、社会通念上同一の商標を包含</p> <p>*何人も請求可</p> <p>被請求人が、不使用についての正当理由を明らかにした場合は、取消不可</p>	<p>なくとも 3 年間の継続不使用後のみ、取消可 ⇒商標権者の管理下における他者による商標使用は、登録維持のための商標使用に該当</p> <p>(不実施・不使用に対する措置) ⇒登録時の形態識別性に影響ない変更を加えた商標使用の場合、商標登録の失効不可</p> <p>*登録の更新時の実体審査禁止に伴う代替措置</p> <p>(不実施・不使用に対する措置) ⇒登録商標の使用を義務づけている同盟国で、相当な猶予期間が経過し、不作為につき正当であることを明らかにしない場合にのみ、商標登録を失効可</p> <p>(要件としての使用) ⇒商標権者が使用に対する障害の存在に基づく正当理由を示す場合、取消不可</p>	<p>1 項 TRIPS19 条 2 項</p> <p>パリ 5 条 C(2)</p> <p>商条約 13 条 (6)</p> <p>パリ 5 条 C(1)</p> <p>TRIPS19 条 1 項</p>
<p>53 条の 2</p>	<p>(商標登録の取消しの審判)</p> <p>パリ同盟国、WTO 加盟国、商標法条約締約国の商標権者は、正当理由なく、承諾を得ずに出願前 1 年以内に代理人等であったものによりされた同一・類似の商品等に係る同一・類似の商標の商標登録出願に係る商標登録の取消審判を請求可</p>	<p>(代理人、代表者による商標の登録・使用の規制) ⇒同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人等が、許諾を得ずに、同盟国でその商標につき自己名義で登録出願をした場合、商標に係る権利を有する者は、登録を無効とする請求可 ⇒代理人等がその行為につき正当であることを明らかにしたときは請求不可</p> <p>* (知的所有権に関する条約) 加盟国は、パリ 1 からパリ 12、パリ 19 を遵守</p> <p>* (パリ条約を遵守する義務) 締約国は、標章に係るパリの規定を遵守</p>	<p>パリ 6 条の 7 (1)</p> <p>パリ 6 条の 7 (1)</p> <p>TRIPS2 条 1 項</p> <p>商条約 15 条</p>

53 条の 3	(商標登録の取消しの審判) 代理人等による無断登録の取消審判は、商標権の設定登録日から5年経過後は請求不可	(代理人、代表者による商標の登録・使用の規制) ⇔代理人等による未承諾出願に関する権利行使期間は、国内法令で規定	パリ 6 条の 7 (3)
65 条の 2 2 項	(防護標章登録に基づく権利の存続期間) 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録出願により更新 *更新登録申請ではなく更新登録出願	* (留保) 防護標章については、商条約 13 (更新時の実体審査の禁止) は留保可	商条約 21 条 (1)
73 条	(商標登録表示) 商標権者等は、指定商品等に登録商標を付するときは、商標登録表示を付するよう努力	(特許・登録の表示) ←権利の存在を認めさせるために、商標の登録の記号、表示を産品に付す必要なし	パリ 5 条 D
75 条 1 項	(商標公報) 特許庁は商標公報を発行	(工業所有権の特別の部局) ⇔工業所有権に関する特別の部局は、定期的な公報を発行	パリ 12 条 (2)

国際登録出願及び国際商標登録出願とマドリッド協定議定書

商標法第7章の2(マドリッド協定の議定書に基づく特例)の条文構成	
68条の2～68条の9	第1節(国際登録出願) 日本の出願・登録を基礎にして国際登録出願
68条の10～68条の31	第2節(国際商標登録出願) 日本を指定した国際登録を日本国へ商標登録出願
68条の32～68条の39	第3節(商標登録出願等の特例) 国際登録取り消し後の商標登録出願等

商標法		マドリッド協定議定書	
68条の2	(国際登録出願)	(国際登録による保護の確保)	
1項	出願人適格 (1)①日本国民 ②日本国内に住所等を有する外国人 (2)商標登録出願、防護標章登録出願、商標登録又は防護標章登録の名義人 *二人以上の共同出願も可	⇔出願人適格 ←(1)①締約国の国民 ②締約国際機関の構成国の国民 ③締約国等に住所若しくは現実かつ真正の工業上・商業上の営業所を有する者 ←(2)締約国又は締約国際機関の官庁にした基礎出願・基礎登録の名義人 ←共同出願は、全員の出願人適格が必要	2条(1) R8
2項	願書と必要な書面の提出 *言語は外国語(英語)	←出願の言語は本国官庁の定め(英語・仏語・スペイン語)	R6
3項	願書の記載事項 (1)締約国の国名	(国際出願) ⇔出願の様式・願書の記載 (領域指定) ⇔いずれの締約国を領域指定するか記載 *(領域的効果) 本国の領域指定は不可	3条(1) 3条の3(1) 3条の2
	(2)商品及び役務の区分	⇔標章に係る商品及びサービスを指定 *最終的な区分の確定は、国際事務局	3条(2) 3条(2)

4 項	<p>色彩の主張</p> <p>議定書 3(3)の適用(色彩の主張)を受ける者は、その旨及び色彩又はその組み合わせを願書に記載し、商標等の写しを願書に添付</p>	<p>* (国際登録による保護の確保)</p> <p>標章とは、商標及びサービス・マーク</p> <p>* 指定国は、立体、音響、団体、証明、保証標章を対象にすることが可</p> <p>(国際出願)</p> <p>⇔色彩の特則</p> <p>⇔色彩を主張する旨及び色彩又はその組み合わせを国際出願に明記し、写しを提出</p>	<p>2 条(3)</p> <p>R9(4)</p> <p>3 条(3)</p>
68 条の 3 1 項 2 項 3 項	<p>(国際登録出願)</p> <p>特許庁長官は、願書と必要な書面を国際事務局へ送付</p> <p>特許庁長官は、基礎出願等との同一性を証明し、受理日を追記</p> <p>* 同一でない場合も証明せずに送付</p> <p>特許庁長官は、出願人へ願書の写しを送付</p>	<p>⇔国際出願は、本国官庁から国際事務局へ提出</p> <p>* (国際登録による保護の確保)</p> <p>国際出願は、基礎出願等をした本国官庁を通じ、国際事務局へ実施</p> <p>(国際出願)</p> <p>⇔本国官庁は、名義人の完全同一性、商標の同一性、商品及び役務の実質同一性を証明し、国際出願を受理した日を願書に記載</p> <p>* 本国官庁受理の日が国際出願日</p> <p>* ただし、国際事務局受理の日が本国官庁受理の日から 2 月後のときは国際事務局受理の日が国際出願日</p>	<p>R9(1)</p> <p>2 条(2)</p> <p>3 条(1)</p> <p>3 条(4)</p>
68 条の 4	<p>(事後指定)</p> <p>特許庁長官に事後指定可</p> <p>* 実費勘案手数料の徴収(商 76①四)</p>	<p>(領域指定)</p> <p>⇔国際登録後に領域指定可</p> <p>* 事後指定を国際事務局に提出する者</p> <p>(1) 出願人</p> <p>(2) 本国官庁</p> <p>(3) 関係する官庁</p>	<p>3 条の 3(2)</p> <p>R24(2) (a)</p>

68 条の 5	(国際登録の存続期間の更新の申請) 特許庁長官に国際登録の存続期間の更新申請可 *実費勘案手数料の徴収(商 76①五)	(国際登録の更新) ⇔国際登録の存続期間は、追加手数料等の支払のみにより更新可 *満了前 6 月前に非公式な通報 *割増手数料の支払で、6 月の猶予	7 条(1) 7 条(3) 7 条(4)
68 条の 6 1 項	(国際登録の名義人の変更の記録の請求) 特許庁長官に国際登録の名義人変更の記録の請求可 *実費勘案手数料の徴収(商 76①六)	(国際登録の名義人の変更の記録) ⇔国際事務局は、国際登録の名義人の変更を国際登録簿に記録 *名義人変更の記録を請求できる者 (1)従前名義人 (2)関係官庁の職権請求 (3)利害関係人の求め	9 条
2 項	名義人変更の記録の請求は、商品・役務ごと、又は締約国ごとに可	⇔締約国の全部若しくは一部につき、又は商品及びサービスの全部若しくは一部につき、変更可	9 条
68 条の 7	(商標登録出願に関する規定の準用) 特 17③三、特 18①を準用 *実費勘案手数料の納付がないと、補正命令、却下	*議定書上、国際登録出願の処分についての授權規定なし *(国際出願及び国際登録の手数料) (1)本国官庁は、手数料を徴収可 (2)国際事務局への国際手数料の支払 ①基本手数料 ②追加手数料及び付加手数料、又は個別手数料	8 条(1) 8 条(2)
68 条の 8	(経済産業省令への委任) 議定書等を実施するための必要事項の細目は、経済産業省令で規定		
68 条の 9 1 項	(領域指定による商標登録出願) (1)日本国を指定する領域指定は、国際登録の日にされた商標登録出願と擬制 (2)事後指定のときは、事後指定記録の日にされた商標登録出願と擬制	(国際登録の効果) ⇔国際登録に係る標章は、国際登録又は領域指定の記録の日から、締約国官庁に直接標章登録を求めている場合と同様の保護を享受	4 条(1)(a)

2 項	<p>(1) 国際登録の名義人の氏名等は、商標登録出願人の氏名等と擬制</p> <p>(2) 国際登録の対象である商標は、商標登録を受けようとする商標と擬制</p> <p>(3) 国際登録で指定された商品等及び商品等の類は、指定商品等及び商品等の区分と擬制</p>		
68 条の 10	<p>(国際商標登録出願の出願時の特例)</p> <p>1 項 国際登録が先の国内登録に代替 *代替のための要件</p> <p>(1) 商標権者が同一</p> <p>(2) 商標同一</p> <p>(3) 商品・役務が重複</p> <p>2 項 商 68 の 32③④を準用</p>	<p>(国際登録による国内登録又は広域登録の代替)</p> <p>⇔国際登録は、国内登録等に代替可 ←*代替のための要件</p> <p>(1) 名義人が同一</p> <p>(2) 標章が同一</p> <p>(3) 国内登録のすべての商品・役務が国際登録においても指定(国内法との相違点)</p>	4 条の 2 (1) (ii)
68 条の 11	<p>(出願時の特例)</p> <p>出願時の特例(商 9①)の適用を受ける旨の書面は、国際商標登録出願の日から 30 日以内に提出</p>		
68 条の 12	<p>(出願の分割の特例)</p> <p>国際商標登録出願は、出願分割不可 *分割移転は可</p>	*国際登録は移転を伴わずに出願分割不可	
68 条の 13	<p>(出願の変更の特例)</p> <p>国際商標登録出願は、出願変更不可</p>	*国際登録は出願の種別の変更不可	
68 条の 14	<p>(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)</p> <p>国際登録番号、国際登録の日(事後指定の日)を出願公開公報に掲載 *指定商品・役務は日本語訳</p>	<p>*(国際出願)</p> <p>国際事務局は、国際登録された標章を国際公開 *指定商品・役務は、国際登録簿で判断</p>	3 条(4)

68 条の 15	(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)	(国際登録の効果)	
1 項	パリ優先権主張に手続不要	⇔すべての国際登録について、パリ 4D の手続を要することなく優先権を保有	4 条(2)
2 項	パリ条約の例による優先権主張においては、特 43①の書面は、国際商標登録出願の日から 30 日以内に提出 *パリ条約の例による優先権主張では特 43 ①の手続が必要		
68 条の 16	(商標登録出願により生じた権利の特例)		
1 項	名義人の変更は、国際事務局への届出が、効力発生要件 *相続その他の一般承継も同様	*国際登録では譲渡と一般承継は区別なし	
2 項	国際商標登録出願に、特 34⑤から⑦までは不適用		
68 条の 17	(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)		
	国際登録が分割移転された場合、変更後のそれぞれの名義人の国際商標登録出願と擬制		
68 条の 18	(補正後の商標についての新出願の特例)		
1 項	国際商標登録出願に、意 17 の 3 は不適用		
2 項	国際商標登録出願に、意 17 の 4 は不適用		
68 条の 19	(商標権の登録)		
1 項	個別手数料(商 68 の 30①二)の納付があったことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあったときに商標権を設定登録 *個別手数料の第 2 の部分の納付の通報があったとき、わが国の「国際商標登録原簿」に登録	⇔個別手数料の第 2 の部分の納付があったとき、国際事務局の国際登録簿に登録され、関係締約国の官庁に通報	R34(3)(d)
2 項	国際商標登録出願については、商標公報		

	に、「国際登録番号及び国際登録日」並びに「国際登録番号及び設定登録年月日」を掲載		
68条の20	(国際登録の消滅による効果) 1項 国際商標登録出願は、国際登録が消滅したら取り下げられたものと擬制 2項 国際登録に基づく商標権は、国際登録が消滅したら消滅したものと擬制 3項 国際登録の消滅の効果は、国際登録簿から国際登録が消滅した日から発生		
68条の21	(国際登録に基づく商標権の存続期間) 1項 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日(直近の更新の日)から10年 2項 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新可 3項 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新 4項 国際登録の存続期間の更新がなかったときは、国際登録に基づく商標権は、存続期間満了の時に遡って消滅したものと擬制	(国際登録の存続期間) ⇨国際登録の存続期間は10年 (国際登録の更新) ⇨国際登録の存続期間は、追加手数料等の支払のみにより10年間の更新可 ⇨国際登録の存続期間は、当該存続期間の満了の時から更に10年間の更新可	6条(1) 7条(1) 7条(1)
68条の22	(存続期間の更新登録の特例) 1項 国際登録に基づく商標権に、商19から商22まで並びに商23①②は不適用 2項 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新があったときは、商標公報に、「国際登録番号及び国際登録の存続期間の更新の日」を掲載		
68条の23	(商標権の分割の特例) 国際登録に基づく商標権は分割不可 *商24の2の分割移転は可	*国際登録は移転を伴わずに分割不可	

68 条の 24	(団体商標に係る商標権の移転の特例)		
1 項	団体商標は団体商標としてのみ移転可	*国際登録は商標権の種別の変更不可	
2 項	国際登録に基づく商標権に、商 24 の 3 は不適用		
68 条の 25	(商標権の放棄の特例)		
1 項	国際登録に基づく商標権者は、商標権を放棄可		
2 項	国際登録に基づく商標権に、特 97①は不適用 *専用使用権者等の承諾なしに放棄可	*議定書の手続上、専用使用権者等に承諾書の提出を求めることは不可	
68 条の 26	(商標権の登録の効果の特例)		
1 項	国際登録に基づく商標権の移転、放棄消滅、処分の制限は、登録が効力発生要件 *移転に「相続その他の一般承継」の除外なし	*商標権の移転、消滅は、国際登録簿で管理 *国際登録では譲渡と一般承継は区別なし	
2 項	国際登録に基づく商標権に、特 98①一及び②は不適用		
68 条の 27	(商標原簿への登録の特例)		
1 項	国際登録に基づく商標権について、日本国の商標原簿には、商標権の設定又は処分の制限を登録	*国際登録は、国際事務局が国際登録簿で管理 *国際事務局の公示に従いわが国の効力が発生	
2 項	国際登録に基づく商標権について、国際登録簿には、商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅を登録		
68 条の 28	(手続の補正の特例)		
1 項	国際商標登録出願の補正は、拒絶理由通知(拒絶の通報)の指定期間に限定	* (国際登録に関する特定の事項の記録) 国際事務局にも、直接、補正可	9 条の 2(iii)
2 項	国際商標登録出願に、商 68 の 40 は不適用		
68 条の 29	(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例)		
	商 69 の読替について規定		

68 条の 30	(国際登録に基づく商標権の個別手数料)	(国際出願及び国際登録の手数料)	8 条(2)
1 項	個別手数料を国際事務局に納付 (1) 出願料相当額 (2) 登録料相当額	⇨国際事務局への国際手数料の支払 (1) 基本手数料 (2) 追加手数料及び付加手数料、又は個別手数料 *個別手数料の 2 段階納付は、総会で採択されたが、採用の義務なし *日本は、2 段階納付制度を採用	8 条(7)(a)
2 項	納付期限 (1) 出願料相当額は国際登録前(指定時) (2) 登録料相当額は省令で定める期間内(登録査定謄本送達の日から 3 月以内)	⇨個別手数料の第 1 の部分は、国際出願の出願時又は事後指定時、第 2 の部分は、締約国法令に従って決定される後の日に支払	R34(3)(a)
3 項	特許庁長官は、国際商標登録出願の登録査定又は審決があったときは、国際事務局に対し、登録料相当額の納付期限を通知	⇨関係締約国の官庁は、個別手数料の第 2 の部分がいづ支払わなければならないかを国際事務局に通報	R34(3)(c)
4 項	登録料相当額の納付なく、基礎とした国際登録が取り消されたときは、国際商標登録出願は取下擬制	⇨個別手数料の第 2 の部分が適切な期間内に支払われなかった場合には、国際事務局は関係締約国の官庁に通報し、関係締約国に関する国際登録簿の国際登録を取消	R34(d)
5 項	国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、所定額を国際事務局に納付	*(国際出願及び国際登録の手数料) 国際登録の更新について、個別手数料の支払を受けることを希望する旨を宣言可	8 条(7)(a)
6 項	国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に、商 40 から商 43 まで及び商 76②は不適用		
68 条の 31	(経済産業省令への委任) 議定書等を実施するための必要事項の細目は、経済産業省令で規定		

68条の32	(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)	(国際登録の国内出願又は広域出願への変更)	
1項	セントラルアタック後に、取消に係る商品等の全部又は一部について商標登録出願可	⇒セントラルアタック後、国際登録の名義人が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、所定条件を満たすことにより、標章登録出願の出願日が国際登録日(又は領域指定日)と擬制 *(国際登録の存続期間並びに国際登録の従属性及び独立性) セントラルアタック: 国際登録日から5年以内に本国の基礎出願・登録が消滅したら、国際登録は消滅	9条の5 6条(3)(4)
2項	商68の32①の商標登録出願の出願日が国際登録日(又は事後指定日)と擬制される要件 (1) 取消の日から3月以内に出願 (2) 国際登録の対象の商標と同一 (3) 国際登録の商品・役務の範囲内	(国際登録の国内出願又は広域出願への変更) ⇒標章登録出願の出願日が国際登録日(又は領域指定日)と擬制される条件 (1) 国際登録取消の日から3月以内に出願 (2) 国際登録と同一の標章 (3) 国際登録の商品・役務に包含 (4) 手数料の支払を含む法令上の要件	9条の5
3項	国際登録に係る国際商標登録出願に優先権(パリ4)が認められていたときは、商68の32①の商標登録出願にも優先権	⇒国際登録について名義人が優先権を有していた場合には、名義人は同一の優先権を保有	9条の5
4項	国際登録に係る国際商標登録出願にパリ条約の例による優先権(特43の2)が認められていたときは、商68の32①の商標登録出願にも優先権		
5項	商68の32①の商標登録出願は、国際登録の商品・役務の範囲内において分割可		
68条の33	(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)	(廃棄)	
1項	議定書廃棄後に、国際登録の商品・役務に	⇒国際登録の名義人は、議定書廃棄を行う国	15条(5)(a)

2 項	<p>ついて商標登録出願可</p> <p>商 68 の 33①の商標登録出願に、商 68 の 32②から⑤までを準用</p> <p>*商 68 の 33①の商標登録出願の出願日が国際登録日(又は事後指定日)と擬制される要件</p> <p>(1) 議定書廃棄の効力発生日から 2 年以内に出願</p> <p>(2) 国際登録の対象の商標と同一</p> <p>(3) 国際登録の商品・役務の範囲内</p>	<p>の官庁に対し、同一の標章に係る標章登録出願可</p> <p>⇔標章登録出願の出願日が国際登録日(又は領域指定日)と擬制される条件</p> <p>(1) 議定書廃棄の効力発生日から 2 年以内に出願</p> <p>(2) 国際登録と同一の標章</p> <p>(3) 国際登録の商品・役務に包含</p> <p>(4) 手数料の支払を含む法令上の要件</p>	15 条 (5) (a)
68 条の 34 1 項	<p>(拒絶理由の特例)</p> <p>(1) 商 68 の 32①の商標登録出願の拒絶理由</p> <p>① 商 15 各号違反</p> <p>② 商 68 の 32①違反</p> <p>③ 商 68 の 32②各号違反</p> <p>(2) 商 68 の 33①の商標登録出願の拒絶理由</p> <p>① 商 15 各号違反</p> <p>② 商 68 の 33①違反</p> <p>③ 商 68 の 32②各号(読替準用)違反</p>		
2 項	<p>旧国際登録に係る商標権の再出願についての拒絶理由は、商 6①②違反に限定</p>		
68 条の 35	<p>(商標権の設定の登録の特例)</p> <p>商 68 の 32①の商標登録出願、商 68 の 33①の商標登録出願については、国際登録の国際登録日(直近の更新日)から 10 年以内に商標登録査定又は審決があった場合、元の出願・登録の個別手数料(登録料相当額)が既に支払われていれば、商標権の設定登録</p>		
68 条の 36 1 項	<p>(存続期間の特例)</p> <p>商 68 の 32①の出願又は商 68 の 33①の出</p>		

2 項	<p>願に係る商標権の存続期間は、国際登録日(直近の更新日)から 10 年</p> <p>商 68 の 32①の出願又は商 68 の 33①の出願に係る商標権の存続期間には、商 19①は不適用</p>		
68 条の 37	<p>(登録異議申立ての特例)</p> <p>旧国際登録に係る再出願による商標権は、元の商標登録について登録異議申立て期間が経過していれば、登録異議申立て不可</p>		
68 条の 38	<p>(商標登録の無効の審判の特例)</p> <p>(1) 商 68 の 32①に係る商標登録の無効理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商 46①各号違反 ② 商 68 の 32①違反 ③ 商 68 の 32②各号違反 <p>(2) 商 68 の 33①に係る商標登録の無効理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商 46①各号違反 ② 商 68 の 33①違反 ③ 商 68 の 32②各号(読替準用)違反 		
68 条の 39	<p>(商標登録の無効の審判の特例)</p> <p>旧国際登録に係る再出願の商標登録は、元の商標登録について除斥期間が経過していれば、無効審判請求不可</p>		

■パリ条約優先期間

(1) 優先期間

- ①特許・実用新案 12月(パリ 4C(1))
- ②意匠・商標 6月(パリ 4C(1))
- ③発明者証 12月(パリ 4I)

*実用新案出願に基づく意匠出願は、意匠について定められた優先期間(6月)(パリ 4E(1))

(2) 条約上規定されている異なる種類の出願間での優先権：3つ(以下の図の実線で明示)

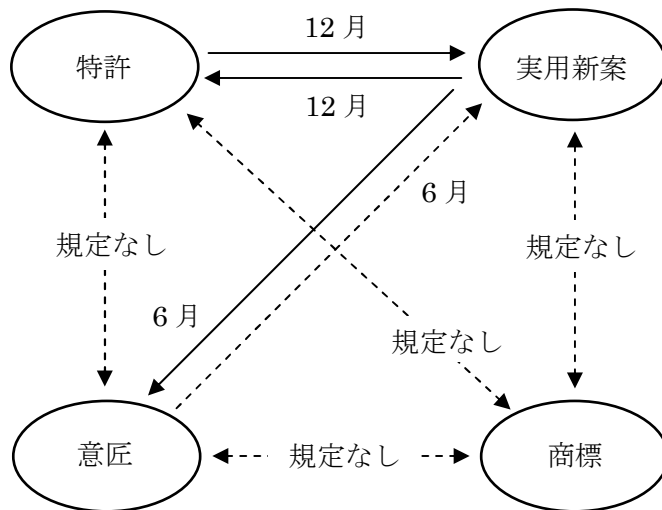
- ①実用新案→意匠(パリ 4E(1))
- ②特許→実用新案(パリ 4E(2))
- ③実用新案→特許(パリ 4E(2))

*意匠出願と特許出願間での優先権主張は、パリ条約上規定なし

*商標出願と他の種類の出願間での優先権主張は、パリ条約上規定なし

*意匠出願に基づく実用新案出願の優先権主張は、パリ条約上規定されていないが可能

*上記の態様以外の優先権主張について認めるかは、各同盟国の国内法令による



■パリ優先と国内優先

出願態様	主張できる優先権	先の出願の みなし取下げ時期	後の出願の優先権主張の 取下げ可能期間	手続
国内→国内	国内優先	先の出願日から 1年3月経過時 (特 42①)	先の出願日から 1年3月経過前 (特 42②)	特 41④
国内→国際 〈注 1〉	国内優先 (PCT8(2)(b)) 自己指定	先の出願日から 1年3月経過時 (特 42①)	優先日から 30 月経過前 (PCT 規則 90 の 2.3(a))	PCT 規則 4.10、17.1
国際→国内 〈注 2〉	国内優先	「国内処理基準時」又は 「国際出願日から 1 年 3 月経過 時」のいずれか遅い時 (特 184 の 15④)	先の出願日から 1 年 3 月経過前 (特 42②)	特 41④
	パリ優先	みなし取下げなし	取下げ不可	特 43
国際→国際	パリ優先 (PCT8(2)(a))	みなし取下げなし	優先日から 30 月経過前 (PCT 規則 90 の 2.3(a))	PCT 規則 4.10、17.1

〈注 1〉

日本を指定国に含む国際出願をした場合において、日本で主張できる優先権は国内優先権、日本以外で主張できる優先権はパリ優先権

〈注 2〉

出願人の選択により、国内優先権又はパリ優先権を主張可能

*パリ優先権主張が国内優先権主張と相違する点

- ①後の出願時に、先の出願が特許庁に係属不要
- ②優先権のみ承継(出願人が同一でなくても可)
- ③先の出願のみなし取下げなし

保護対象の相違

	パリ条約	TRIPS 協定
保護対象	<p>工業所有権 「この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。」(パリ 1(1))</p> <p>工業所有権の保護の対象(パリ 1(2))</p> <p>①特許 ②実用新案 ③意匠 ④商標 ⑤サービス・マーク ⑥商号 ⑦原産地表示 ⑧原産地名 ⑨不正競争の防止</p> <p>ただし、『実用新案制度を各国におこななければならないという義務をパリ条約は課していない』(講和 p75)</p>	<p>知的所有権 「この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。」(TRIPS1②)</p> <p>知的所有権の範囲(第 2 部)</p> <p>①著作権及び関連する権利(第 1 節) ②商標(第 2 節) ③地理的表示(第 3 節) ④意匠(第 4 節) ⑤特許(第 5 節) ⑥集積回路の回路配置(第 6 節) ⑦開示されていない情報の保護(第 7 節)</p> <p>*「契約による実施許諾等における反競争的行為の規制」は第 8 節に規定</p>
	<p>「工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱、ビール、花、穀粉)についても用いられる」(パリ 1(3))</p>	<p>「加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。」(TRIPS2①)</p> <p>*パリプラスアプローチ</p> <p>「加盟国は、1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。」(TRIPS9①)</p> <p>*ベルヌプラスアプローチ *著作者人格権についてはベルヌマイナス</p>
	<p>「特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。」(パリ 1(4))</p> <p>ただし、これらの輸入特許等には、パリ 4 の 2(特許独立の原則)の適用なし</p> <p>*『「特許」は、正常な特許に限られ、輸入特許等の不正常な特許はここには含まれません。』(講和 p213)</p> <p>∴外国特許への従属性は否定されないということになるので、外国特許が消滅したら輸入特許権も消滅するという取り扱いはパリ条約違反とならず</p>	
備考	<p>*著作権は保護対象外 *パリ 4 の 3 の発明者記載権は、著 19 の氏名表示権と相違</p> <p>『発明者であることを主張できるという積極的なものではなく、特許証に表示され、名誉をたたえられるという受動的なものであるといえましょう。』(講和 p242)</p>	<p>*実用新案は明記なし *サービスマークは、商標として保護(TRIPS15①)</p>

*本表においては、後藤晴男著「パリ条約講和」(発明協会、第 12 版、2002)を「講和」と略記しております。

パリ条約における同盟国あるいは非同盟国との関係について

規定	規定の内容	出題された際の注意点	解釈(出題実績のある講和のポイント)
4条の2(1)	同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるか否かを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立	同一の発明について他の同盟国において取得した特許のみから独立されたものとされる、という誤り	『「特許」は、正常な特許に限られ、輸入特許等の不正な特許はここには含まれません。』(講和 p213) 『ちがう発明についてはどうかというのは、同一の発明についてさえ独立なんですから、ちがう発明について独立なのはいうまでもないということになります。』(講和 p213)
5条A(1)	特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも、効力を失わず	非同盟国で製造された物を輸入した場合には規定がないので、その物に係る効力を失わせても 5A(1)違反でなし	『特許権者による輸入だけであつては規定はありますが、実施権者の輸入であっても、効力を失わないと解されます。』(講和 p249)
5条B	意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによっては、失われず	意匠の場合は、輸入物品の製造国が、同盟国であるか否かを問わず意匠権が効力を失われることはなし	意匠の場合『同盟国であろうが非同盟国であろうが、どこで造られようが関係なしに保護しなければならないということになって、広がっております』(講和 p256) 『意匠の不実施により強制実施権の設定の規定を設けることは、一向にさしつかえないということになります。しかし、わが国では意匠の不実施の場合の通常実施権の裁定の規定はありません。』(講和 p257)
5条の4	ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有	その国で製造されたか、他の同盟国で製造されて輸入されたかで差を設けることは不可	『国内で作ったか、外国で作ったかに関係なく、国内で作られたと同じようにその効力を与えましょうというのがこの5条の4の規定なんです。』(講和 p280) 『反面、この規定は「当該特許に基づきその国の法令によって与えられる」権利を享有するだけ』(講和 p280)
6条(3)	いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む。)において登録された商標から独立	商標の独立については、特許の独立の場合とは異なり他の同盟国との関係についてのみ規定 *6の5との関係にも注意	『正規に登録された商標というのは、登録された商標に意味があるとともに、「telle quelle」商標を除外することを念頭に書かれているわけです』(講和 p286)

*本表においては、後藤晴男著「パリ条約講和」(発明協会、第12版、2002)を「講和」と略記しております。

パリ条約における実用新案の取扱

条文	明文規定の有無	適用義務	備考
4条A(1)	○	○	
4条E(1)	○	○	
4条E(2)	○	○	
4条F	×	×	適用は各国の自由
4条H	×	×	適用は各国の自由
4条の2	×	△	類推適用(講和 p211)
4条の3	×	×	適用は各国の自由
5条A(1)～(4)	○	○	
5条D	○	○	
11条	○	○	
12条(1)	○	○	
12条(2)	×	×	適用は各国の自由

*本表においては、後藤晴男著「パリ条約講和」(発明協会、第12版、2002)を「講和」と略記しております。

パリ条約におけるサービス・マークの取扱

条文	明文規定の有無	適用義務	備考
4条A(1)	×	×	適用は各国の自由
6条の2	×	×	適用は各国の自由
6条の5	×	×	適用は各国の自由
6条の6	○	○	サービスマークの保護義務自体は明定 ただし、必ずしも商標法によらなければな らないわけではないので、不競法等による保 護も許容
6条の7	×	△	サービスマークにも適用(ボーデン p120) *「講和」では、いずれにも解釈可(講和 p363)
7条の2	×	×	適用は各国の自由

*本表においては、後藤晴男著「パリ条約講和」(発明協会、第12版、2002)を「ボーデン」と略記しております。

**また、ボーデンハウゼン著「注解パリ条約」(AIPPI・JAPAN、1976)を「ボーデン」と略記しております。

各条約における商標の取扱

条約	サービス・マーク	立体商標	団体商標	防護標章	ホログラム標章等
パリ	パリ 6 の 6 に規定あり ただし、商標概念にサービス・マークが当然に含まれるわけではないので注意	明文規定なし	パリ 7 の 2 に規定あり 『サービス・マークについては登録の義務がないので、本条は商標のみに適用されます』(講和 p379)	明文規定なし	明文規定なし
TRIPS	保護義務あり (TRIPS15①)	保護義務なしと解することが可 *反対説あり(尾島 p84)	パリプラスアプローチ (TRIPS2①)	明文規定なし	加盟国は、標識の視覚による認識可能性を要求可 *加盟国は保護義務なし (TRIPS15①)
商条約	保護義務あり(商条約 2(2)(a))	立体標章の登録を認める締約国のみ保護義務あり(商条約 2(1)(a)但書)	保護義務なし(商条約 2(2)(b))	明文規定なし ただし、我が国商標法上、防護標章を基礎出願・登録とすることを許容(商 68 の 2①一、二)	保護義務なし(商条約 2(1)(b))
議定書	保護義務あり(議定書 2(3))	明文規定なし ただし、立体商標を基礎出願・登録とすることは可(R9(4))	明文規定なし ただし、団体商標を基礎出願・登録とすることは可(R9(4))	明文規定なし ただし、我が国商標法上、防護標章を基礎出願・登録とすることを許容(商 68 の 2①一、二)	明文規定なし ただし、ホログラム標章等を基礎出願・登録とすることは可(R9(4))

*本表においては、後藤晴男著「パリ条約講和」(発明協会、第 12 版、2002)を「講和」と略記しております。

**また、尾島明著「逐条解説 TRIPS 協定」(日本機械輸出組合、1999)を「尾島」と略記しております。

***商標法条約の内容を基本的に取り込んだものとされる「商標法に関するシンガポール条約」は、2008 年 1 月現在未発効です。詳細については、特許庁HPをご覧ください。

参照「商標法に関するシンガポール条約の採択について」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/singapore_treaty.htm

■国際公開

主体	国際事務局 (PCT21 (1))
時期	原則：優先日から 18 月経過後 (PCT21 (2) (a)) 例外：(1) 出願人の請求により優先日から 18 月以前に公開 (PCT21 (2) (b)) (2) 留保 (PCT64 (3))
対象	(1) 明細書、請求の範囲、図面、要約 (2) 19 条補正の内容と PCT19 (1) の規定に基づいて提出された説明書 (3) 国際調査報告又は PCT17 (2) (a) の宣言 (4) 願書から抽出する事項 (R48. 2) <注 1> * 「願書、国際調査見解書、国際予備審査報告書、34 条補正書」は、国際公開の対象外
言語	日本・英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・中国語・スペイン語・アラビア語→8 つ (R48. 3(a))

<注 1>

国際公開の対象の詳細については、R48. 2 を参照のこと。

■ 19 条補正と 34 条補正

	19 条補正	34 条補正
概要	国際調査報告受領後に行う「請求の範囲」の補正	国際予備審査報告書作成前に行う「請求の範囲、明細書、図面」の補正
主体	国際調査報告を受領した出願人 (PCT19(1)) *PCT17(2)(a)宣言の場合、補正不可	国際予備審査を請求した出願人 (PCT34(2)(b))
対象	請求の範囲のみ(PCT19(1))	請求の範囲、明細書、図面(PCT34(2)(b))
範囲	原則：出願時の開示範囲(PCT19(2)) 例外：指定国の法令が認める場合、上記範囲を超える補正可(PCT19(3))	出願時の開示範囲(PCT34(2)(b)) *PCT19(3)に相当する例外規定なし
時期	国際調査報告受領後の所定の期間内 (PCT19(1)) *所定の期間 国際調査報告送付日から 2 月又は優先日から 16 月の遅い方(R46.1)	国際予備審査報告書作成前の所定の期間内 (PCT34(2)(b)) *所定の期間 国際予備審査請求書提出時又は国際予備審査報告作成までの間(R66.1(b)) <注 1>
回数	1 回(PCT19(1))	何回でも可
提出先	国際事務局(R46.2)	国際予備審査機関(R66.2)
言語	国際公開の言語(R46.3)	国際公開の言語(R66.9(a))
形式	請求の範囲の全ての用紙の差替(R46.5)	国際出願全文の差替(R66.8)

<注 1>

国際予備審査請求が行われた場合、R66.1の2(b)の規定に従うことを条件として、国際調査見解書が国際予備審査機関の見解書と擬制(R43の2.1(c)、R66.1の2(a))

この場合、34 条補正は、国際予備審査の請求ができる期間(国際調査報告の送付から 3 月又は優先日から 22 月のうち、いずれか遅く満了する日まで)に国際予備調査機関に提出(R54の2.1(a))

<参考資料>

- ・ PCT 国際出願制度と手続の概要
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h19_jitsumusya_txt/pct-gaiyou.pdf
- ・ 平成 19 年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト 国際調査及び国際予備審査
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h19_jitsumusya_txt/pct_isr.pdf
- ・ 特許協力条約(PCT)規則改正に関する説明会
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pdf/2004_1_q_a/tekisuto.pdf

重要度 A (6 判例)

(1) 「人工乳首」事件(東京高裁判決平成 15 年 10 月 8 日(平成 14(行ケ)539))

<新たな実施形態の追加をした場合には遡及効が認められない>

関係条約： パリ条約 4 条 B

コメント： 本事件は国内優先権に関する判決だが、審査基準ではパリ条約上の優先権にも適用ありとされた

ポイント： 第 1 国出願の出願書類全体には記載されていなかった事項（新たな実施の形態等）を日本の出願書類の全体に記載したり、記載されていた事項を削除（発明特定事項の一部を削除等）する等の結果、日本出願の請求項に係る発明に、第一国出願の出願書類の全体に記載した事項の範囲を超える部分が含まれることとなる場合には、その部分については、優先権の主張の効果は認められない

(2) 「笛付キャラメル」事件(東京高裁判決平成9年7月16日(平8(行ケ)34))

<優先権主張に係る実用新案出願を意匠出願に変更した場合の優先期間は 6 月>

関係条約： パリ条約 4 条 C(1), E(1)

ポイント： 同条 E(1)の規定の趣旨は、**優先権主張の効力を享受する第二国での出願が意匠として保護を求める出願である場合には、その優先期間は、同条 C(1)に原則として定められている意匠についての優先期間とすることが相当**であるとしたものと解される

(3) 「BBS」事件(最高裁判決平成9年7月1日(平成7(オ)1988))

<特許権の国際的消尽の解釈はパリ条約や属地主義の原則とは無関係>

関係条約： パリ条約 4 条の 2、TRIPS6 条

ポイント： わが国の特許権に関して特許権者がわが国の国内で権利を行使する場合において、権利行使の対象とされている製品が当該特許権者等により国外において譲渡されたという事情を、特許権者による特許権の行使の可否の判断に当たってどのように考慮するかは、**専らわが国の特許法の解釈の問題**

この問題は、**パリ条約や属地主義の原則とは無関係**であり、この点についてどのような解釈を採ったとしても、**パリ条約4条の2及び属地主義の原則に反するものではない**

(4) 「フレッドペリー」事件(最高裁判決平成15年2月27日(平成14年(受)1100))

<形式的には商標権侵害となる輸入行為であっても、真正商品の並行輸入に該当する場合には商標権侵害としての実質的違法性はない>

関係条約： パリ条約 4 条の 2, 6 条、TRIPS6 条

ポイント： 真正商品の並行輸入として認められるための三要件は以下の通り

- ①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により**適法に付されたものである**
- ②当該外国における商標権者とわが国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標がわが国の登録商標と**同一の出所を表示するものである**
- ③わが国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品とわが国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において**実質的に差異がない**

(5) 「日立製作所光ディスク」事件(最高裁判決平成18年10月17日(平成16(受)781))

＜職務発明に係る外国の特許を受ける権利を使用者等に譲渡した場合、当該外国の特許を受ける権利の譲渡に伴う対価請求については、特35条3項及び4項の規定が**類推適用**される＞

関係条約： 属地主義

コメント： 外国の特許を受ける権利と特 35 条 3 項及び 4 項の適用につき、**第一審**では、属地主義の観点から**適用なし**とされ、**第二審**では、特 35 条の趣旨の合理的解釈に**直接適用あり**とされた

ポイント： 外国の特許を受ける権利の譲渡に特 35 条 3 項及び 4 項を直接適用することは文理上困難であるが、以下の事情から類推適用されると解すべき

- ①両当事者が対等の立場で取引することは困難
- ②各国の特許を受ける権利は同一の発明から生ずる
- ③内外権利を一元的に処理することが当事者の通常の意味

(6) 「FM信号復調装置」事件(最高裁判決平成14年9月26日(平成12(受)580))

＜わが国での実施行為が米国特許権の侵害に該当するとしてわが国の裁判所に提起された差止請求の準拠法は、法例等に直接の定めがないから、条理に基づいて、当該差止請求の根拠となる特許権と最も密接な関係がある国である当該特許権の登録国である米国法である＞

関係条約： 属地主義

ポイント： 条理に基づき米国法であると解する理由は以下の通り

- ①特許権は国ごとに出願及び登録を経て権利として認められる
- ②特許権について属地主義の原則を採用する国が多く、それによれば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められる
- ③特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められる以上、当該特許権の保護が要求される国は、登録国であることに照らせば、特許権と最も密接な関係があるのは、当該特許権の登録国と解するのが相当

重要度 B (6 判例)**(1) 東京地裁判決昭和 45 年 9 月 30 日 (昭和 42 (行ウ) 83)**

＜優先権は、パリ条約同盟第一国の出願人又はその承継人が、同一対象について、同盟第二国に出願することに関し、一定期間内に限り、享有することができる特別な利益である＞

関係条約： パリ条約 4 条

ポイント： 特別な利益とは、後の出願が先後願の関係や新規性等の判断の場合には、最初の出願時に出願されたのと同じ扱いを受ける利益のこと

(2) 東京高裁判決昭和 63 年 9 月 13 日 (昭和 56 (行ケ) 222)

＜特 29 条の 2「他の特許出願」の出願日（後願排除効が生ずる基準日）は、当該「他の特許出願」がパリ条約に基づく優先権主張を伴う場合には、第一国の出願日＞

関係条約： パリ条約 4 条

コメント： 同旨 東京高裁判決平成 2 年 7 月 19 日 (平成元 (行ケ) 123)

ポイント： 先願の明細書等の記載事項全部に先願としての地位を認め、その内容と同一の発明に係る後願を排除することとした特 29 条の 2 の趣旨は、先願が優先権主張のない国内出願であると優先権主張を伴う出願であると異なる

優先権主張を伴う特許出願においても、優先権主張のない国内出願におけるのと同様、その出願人は、補正、分割により特許請求の範囲を当初の明細書等に記載された範囲全部に拡張、変更することができ、それについてパリ 4 条 B 及び特 26 条の規定による優先権の利益を享受し得る

(3) 東京高裁判決平成 5 年 6 月 22 日 (平成 5 年 (行ケ) 115)

＜優先権の対象となるためには、第一国出願に係る出願書類全体により把握される発明の対象と、第二国出願に係る発明の対象とが実質的に同一であることを要する＞

関係条約： パリ条約 4 条

ポイント： 第二国出願に係る発明が第一国出願に係る発明の構成部分とこれに含まれていない構成部分とを含んでいるときは、共通である構成部分と第一国出願に含まれていない構成部分とがそれぞれ独立して発明を構成するときに限り、共通である構成部分については第一国出願に係る発明が優先権出張の基礎となる

(4) 東京高裁判決平成 5 年 10 月 20 日 (平成 4 (行ケ) 100)

＜基礎出願が未完成発明の場合には同一性を欠き、優先権主張の基礎にできない＞

関係条約： パリ条約 4 条

コメント： 同旨 知財高裁判決平成 18 年 11 月 30 日 (平成 17 (行ケ) 10737)

(5) 東京地裁判決平成 15 年 6 月 30 日 (平成 15 (ワ) 3396)

＜販売地制限特約違反があった場合でも商標の品質保証機能を害さなければ真正商品の並行輸入と認められる＞

関係条約： パリ条約 6 条、TRIPS 6 条

コメント： 上記「フレッドペリー」事件 (最高裁判決平成 15 年 2 月 27 日 (平成 14 年 (受) 1100)) のポイ

ント③の商標の**品質保証機能を害するか否か**が問題となった

ポイント： ただし、わが国の商標権者が、自己の出所に係る商品の品質ないし信用の維持を図ってきたという実績があり、外国における商標権者の出所に係る商品が輸入されることによって、そのような品質ないし信用の維持を害する結果が現に生じたといえる特段の事情があるときは、商標権侵害を構成

(6) 東京地裁判決平成 6 年 7 月 1 日(平成 5(ワ)4948)

<外国で著作権者の許諾を得て製造販売された映画のビデオカセットの並行輸入品をわが国において販売することは、当該著作権者がわが国で有する頒布権を侵害>

関係条約： TRIPS6 条

ポイント： ①映画の著作権者である映画会社は、現在では、世界各国における映画の劇場公開時期、自ら又は他人に許諾して行うビデオカセットの販売時期等を計画的に決め、映画製作のために費やした多額の資金の回収及び利潤の確保を図っているところ、例えば、ある国において劇場公開後に発売されたビデオカセットが劇場未公開ないし劇場公開中の国へ大量に並行輸入されると、当該国における劇場公開による映画の興行に大きな打撃を与える結果となったり、当該国において著作権者に対価を支払って映画のビデオカセットを製造販売する事業を営む者に対しても看過できない損害を与える結果となる可能性がある

②映画の著作権者である映画会社が各国における劇場公開時期、ビデオカセット販売時期等を計画的に調整する一環として、著 26 条の頒布権を行使することは、著作権法が目的とした著作権者の権利の保護の手段として予定されたところ

重要度 C (3 判例)

(1) 東京高裁判決平成 9 年 3 月 13 日(平成 7(行ケ)148)

＜日本国を第二国出願とするパリ条約に基づく優先権主張を伴う特許出願について、特 30 条 2 項に規定する「特許出願」の日は、日本国の特許出願日＞

関係条約： パリ条約 4 条

ポイント： ①上記解釈はパリ条約 2 条に反しない

②パリ条約 4 条は、第二国出願の出願日が当然に第一国出願の出願日まで遡及することまでも定めたものではなく、この優先権主張を伴う特許出願をどのように取り扱うかは、当該特許出願のなされた国の法律に基づいて決めるべき事項

③特 30 条 2 項の規定は、新規性喪失の例外規定であって、優先権主張を伴う特許出願について、同項に規定する「特許出願」は第一国出願の出願日を意味すると解すると、新規性喪失の例外期間を 1 年 6 月まで拡大することにより、この規定の趣旨に反する

(2) 東京地裁判決昭和 53 年 6 月 27 日(昭和 52(行ケ)46)

＜第一国出願の明細書は、いわゆる優先権証明書に過ぎない＞

関係条約： パリ条約 4 条

(3) 東京高裁判決昭和 58 年 12 月 22 日(昭和 55(行ケ)60)

＜特別の契約上慣行上の関係が存在したものと到底認められず、格別の信頼関係が形成されていたものともいえない場合は、代理人または代表者とは認められない＞

関係条約： パリ条約 6 条の 7

執筆者一覧

弁理士 廣田浩一
弁理士 高尾裕之
弁理士 石井 豪
弁理士 田久保泰夫
弁理士 徳永正昭
弁理士 幸田京子
弁理士 黒住 裕

プログレッジ DVD 学習「条約」国内法と条約の対応表

平成 20 年 3 月 31 日 初版

監 修 廣田浩一 高尾裕之

発行所 株式会社山の手総合研究所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-7-1 昇立ビル2階

TEL 03(5304)5574

URL <http://www.yamanote-soken.com/>

URL <http://www.progledge.com/> 弁理士試験プログレッジ

ISBN 978-4-904227-00-8

本書に関しますご質問は、弁理士試験プログレッジまでご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。